令和元年度 (2019年度)

西東京市事務事業評価報告書

令和元年 12 月 西 東 京 市

目 次

Ι		行政評	価の	概	要																	
	1	行政	評価	と	は		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	2	行政	評価	0	目自	内•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	3	行政	評価	0	階層	喜•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	4	事業	見直	し	の社	見点	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	5	行政	評価	ス	ケミ	ジュ	_	ル	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	6	事務	事業	評	価の	り事	業	選	定	(T)	考	え	方	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	7	行政	評価	制	度	(事	務	事	業	評	価)	0)	流	れ	•	•	•	•	•	•	6
${ \mathbb{I}}$		令和元	年度	行	政i	平価	j (事	務	事	業	評	価)								
	1	行政	評価	(事	务事	業	評	価)	0)	取	組	状	況	•	•	•	•	•	•	8
	2	行政	評価	(事	务事	業	評	価)	0	結	果	_	覧	•	•	•	•	•	•	8
	3	外部	評価	0	取約	且状	:況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
		(1)	実施	概	要			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	10
		(2)	外部	評	価対	付象	事	業	の:	選	定	•		•	•	•	•		•	•	•	10
		(3)	外部	評	価の	り実	施	•	•		•		•	•	•		•		•	•	•	10
		(4)	外部	評	価の	· り評	価	結	果	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	11
	4	事務	事業	評	価:	·/—	· }	0)	見	方	•		•		•	•	•		•	•	•	12
		(1)	事務	事	業記	平価	iシ		<u>۱</u>		•		•	•	•		•		•	•	•	12
		(2)		項	目半	· 纠断	基	準	•		•		•	•	•		•		•	•	•	14
\blacksquare		事務事						•														
			事業	.—	_	-			•						•				•	•	•	16

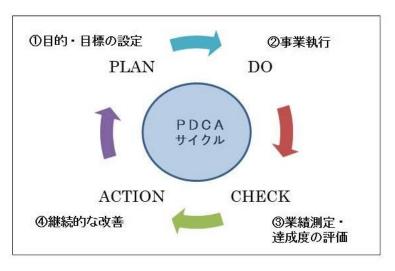
Ⅰ 行政評価の概要

1 行政評価とは

- 行政評価とは、「政策・施策・事務事業からなる政策体系を対象に、その成果や実績などを、事前、中間または事後において、有効性、効率性などの観点から評価するもの」と一般的に定義されており、 行政評価を通じて出された結果を予算や計画等へ反映することで、より良い行政運営が可能になります。
- 行政評価は、政策、施策、事務事業について、それぞれ事業実施前(事前評価)、事業実施後(事後評価)に行うことができます。
- 本市では、市の事業を不断に見直し、限られた行政資源(人員・財源等)を効率的・効果的に配分し、戦略的で費用対効果の高い事業運営を行っていくためのツールの1つとして、平成17年度から行政評価制度を本格導入しました。
- 平成 21 年度には、制度の再構築を行い、より広い視野から行政運営の見直しを行うため、主に総合計画に掲げた施策・事業を対象として、事務事業評価と施策評価を交互に実施しました。平成 23 年度からは、事務事業評価で外部評価を試行的に実施するなど、内容の拡充に努めてきました。
- 平成 26 年度においても、制度の再構築を行い、事務事業評価への外部評価の本格導入、評価結果への対応状況のフォローアップを強化するなどの見直しを行いました。
- 平成29年度には、平成21年度より交互に実施してきた事務事業評価、施策評価の評価実施サイクルの見直しを行い、制度を再構築しました。

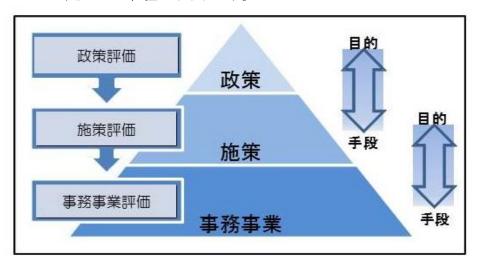
2 行政評価の目的

- 行政評価を実施する目的は、予算・計画を重視し、実施後の検証が不十分であった行政のサイクルに、結果評価のステップを導入することで、計画そのものの有効性を検証し、効率的かつ効果的な事業実施の促進を図ることです。限られた行政資源(人員・財源等)を効率的・効果的に配分し、重要課題に対応していくためには、PDCAサイクルに基づく継続的な見直し・改善が不可欠です。
- 本市においても、労働力人口の減少や高齢化の進展などを踏まえ、戦略的な行政経営や費用対効果の高い事業運営を行うために、行政評価制度を通じた事務事業の見直しによるPDCAサイクルを確立し、評価結果を予算や事業計画等へ反映することで、質の高い行政運営を目指します。



3 行政評価の階層

■ 行政評価は、評価の階層として、政策評価、施策評価、事務事業評価に分類されます。これらの階層は、政策→施策、施策→事務事業それぞれに目的→手段という関係にあり、上位の目的を実現するための手段として位置づけられます。



■ 階層それぞれの評価は、以下のとおりです。

① 政策評価

政策評価は、まちづくり全体の将来目標などを示したビジョン・方針について評価するものです。 このような評価は基本的には選挙などを通じて行っていくことが望まれます。

② 施策評価

施策評価は、事務事業の集まりである施策について、その達成状況を把握し、政策を実現するための手段としての有効性等を評価するものです。施策をある方向性で実施したことで、市民生活にどのような影響があったのか(=成果)を判定しながら、一方で事務事業という手段の最適化を図る仕組みです。

なお、施策の成果が上がれば、どのような内容・取組・方法でも良いというわけではなく、事務 事業評価と連携し、事務事業それぞれの効率化も必要となります。本市においては平成22年度から 導入しました。

③ 事務事業評価

事務事業評価は、個々の事務事業の有効性、効率性、経済性に関しての判定をします。この階層 の評価は、精緻な分析を行うことで事業プロセス改善に役立ちます。

しかし、評価の性格上、個別の精緻な分析をするために、横断的な視野・目的に関する事務事業の位置づけの把握、優先度の把握が難しい等のデメリットもあります。本市においては、平成17年度から、この事務事業評価を本格導入しました。

4 事業見直しの視点

- 行政評価により目指すべき目標及び評価の視点は下記のとおりです。
- 事務事業評価では、主にア、イ、エの視点に基づいて実施します。
- 施策評価では、主にウ、オの視点に基づき実施します。

目標①:市民の視点に立った事務事業の見直し・事務改善

【視点】ア 時代の変化・市民要望等を踏まえ、構築すべき施策・事業や、事業の受益者負担 の導入等を検討します。

目標②:総合計画事業等の的確な進行管理

【視点】イ 将来にわたる市を取り巻く行財政環境や市民要望等を総合的に勘案し、効率的・ 効果的な事業運営を行います。

ウ 施策目標の実現に向けた事業の優先度・貢献度を判定し、第2次総合計画に掲げられた市の主要事務事業を戦略的に展開していきます。

目標③:限られた行政資源の適正配分・有効活用

【視点】エ 庁内類似事業の整理・統合や多摩 26 市平均との比較に留意して、西東京市の事業 サービス水準を調整します。

オ これまでの成果や課題を把握し、市が目指すべき施策の方向性を明らかにします。

5 行政評価スケジュール

平成29年度の制度再構築を踏まえ、令和3・4年度には次期総合計画の策定を見据え、施策評価を実施し、それ以外の年度においては事務事業評価を実施します。なお、評価した事業に対するフォローアップについては、毎年度実施し、評価結果に対する着実な見直しを図ります。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
事務事業評価	\bigcirc	\bigcirc			\circ
施策評価			0	0	
評価した事業に対する フォローアップ	\bigcirc	0	0	0	

6 事務事業評価の事業選定の考え方

事務事業評価の事業選定の対象項目は、以下のとおりです。

① 補助金・負担金

平成25年度事務事業評価外部評価における指摘に基づき、補助金・負担金全般についても事務事業評価の対象とし、評価を実施しています。

② 施策評価のフォローアップ

施策評価によりコストを抑制すべき施策領域、または内容を見直すべき施策領域とされた施策に 連なる事業について、事務事業評価を実施します。

③ 過去に評価した事業に対する再評価

過去に見直しの評価を受けた事業で、評価年度から4年度を経過しても十分な見直しを行うことができなかった事業は、評価年度から5年度目以降、見直しの進まない要因も踏まえて再評価を実施します。

④ 経常事業

経常事業は必要に応じて評価を実施することとし、課題や見直しの方向性が明らかである事業については、第4次行財政改革大綱アクションプランにおいて進捗管理を行うなど、評価実施に伴う業務負担の軽減にも配慮します。

令和元年度事務事業評価における事業選定の対象要件は、下表のとおりです。

年度	対象項目	対象要件
	過去評価事業の再評価	評価年度から4年度以上経過しているもののうち、事業費の推移、社会情勢の変化、業務効率などの視点から改めて評価を実施する必要があると思われる事業を対象とする。
令和元年度	補助金・負担金	補助金・負担金のうち以下の事業を除いたものの中から 選定する。 ① 国都補助事業 (決算で充当された事業を除く) ② 平成 28・30 年度事務事業評価で対象とした事業 ③ 法令等により市に裁量の余地がない事業及び性質上 評価が困難であると考えられる事業
	経常事業	未評価の事業を中心に必要に応じて実施する。

7 行政評価制度(事務事業評価)の流れ

ステップ1 一次評価

~現場の意見を反映~

事業担当課によって事業の達成状況、現場の課題、他の類似事業との比較を客観的・統一的手法により評価します。

テップの一次証価

ステップ 2 二次評価

~客観的な評価により各事業の課題を把握~

現場に近い管理職(事務事業等適正化委員会)によって、客観的な視点から評価し、各事業における西東京市の水準、課題を明確にします。

ステップ3-1 市民要望等の聴取

~市民要望・学識意見を反映~

中間の評価結果を公表するとともに、市民意見提出手続制度(パブリックコメント)で市民要望等を把握します。

ステップ3-2 外部評価

~行財政改革推進委員会による評価~

市民や有識者など行政外部の視点による評価を取り入れます。



ステップ4 部長調整会議

~全庁的視点による事業の選択と集中~

より高度の視点から、西東京市における課題や市民需要等を把握し、選択と集中によって事業見直しのポイントを提示します。

ステップ 5 行財政改革推進本部評価

~経営トップによる判断~

行財政改革推進本部(市長等経営層から構成)において、市の戦略を明らかにします。



|ステップ 6| 改善の方向性・スケジュール

~今後の対応~

行財政改革推進本部評価を受けて、事業担当課が今後の改善の方向性やスケジュール等を示し、 事業改善に向けて取り組みます。

評価した事業に対するフォローアップ

事業を評価した翌年度に、当該事業に対するフォローアップを実施することにより、評価結果に 対する着実な見直しや予算への反映に向けて、進捗管理を行います。 Ⅱ 令和元年度行政評価(事務事業評価)

1 行政評価(事務事業評価)の取組状況

- 令和元年度は23 の事業(事後評価23事業・事前評価0事業)を評価しました。
- 二次評価までの評価結果は、市 HP において公表し、8月1日から8月30日までパブリックコメントによる意見募集を行いました。
- 行財政改革推進本部評価では、寄せられたパブリックコメントの意見や外部評価結果等も踏まえ、 最終的な評価を行いました。

2 行政評価(事務事業評価)の結果一覧

【事後評価結果】

	継続実施	改善・見直し	抜本的見直し	廃止
一次評価	9	13	1	0
二次評価	1	10	9	3
行革本部評価	1	9	10	3

継 続 実 施: 現状どおり事業を実施していくもの。

改善・見直し: 業務の効率化等を図りつつ、事業を継続していくもの。

抜本的見直し: 事業内容や実施手法など、仕組みを含めた抜本的な見直しが必要なもの。

止: 市の主体事業として、役割が果たされたもの。また、民間事業者等に委ねるこ

とが可能なもの。

【事前評価結果】

	事業化	実施を延期	抜本的見直し	計画を中止	
一次評価	0	0	0	0	
二次評価	0	0	0	0	
行革本部評価	0	0	0	0	

事業化:計画どおり、事業化するもの。

実施を延期: 事業化に向けては課題があり、実施時期を延期するもの。引き続き、事業化に

向けた調整を進めていくもの。

抜本的見直し: 事業内容や実施形態の変更など、事業化に向けては仕組みを含め抜本的な見直

しが必要なもの。

計画を中止: 事前評価の結果、事業化しないもの。

≪事業別一覧≫ 個別の事務事業評価の内容は、「事務事業評価シート」をご覧ください。

	部署名	No.	事務事業名	選定 区分	本部評価	事前● 事後○	頁
市民部	市民課	1	出張所運営管理費	再評価	抜本的見直し	0	16
		2	権利擁護センター事業	再評価	改善・見直し	0	18
	生活福祉課	3	3 地域福祉コーディネーター事業		改善・見直し	0	20
		4	地域社会福祉協議会運営費補助金	再評価	改善・見直し	0	22
		5	老人クラブ等助成事業	再評価	抜本的見直し	0	24
健康福		6	高齢者配食サービス事業	再評価	抜本的見直し	0	26
祉部	高齢者支援課	7	敬老金贈呈事業	再評価	抜本的見直し	0	28
		8	高齢者福祉電話貸与事業	再評価	廃止	0	30
		9	ねたきり高齢者理・美容券交付事業	未評価	抜本的見直し	0	32
	医生石划部	10 身体障害者用電話貸与事業		再評価	廃止	0	34
	障害福祉課	11	地域福祉団体等振興事業	再評価	抜本的見直し	0	36
フタイ	子育て支援課	12	母子団体補助金	再評価	廃止	0	38
子育て 支援部	子ども家庭支 援センター	13	子育で広場事業	再評価	抜本的見直し	0	40
	スポーツ振興 課	14	リレーマラソン大会	未評価	改善・見直し	0	42
生活文 化スポ	産業振興課	15	中小企業共済事業費	再評価	改善・見直し	0	44
ーツ部	協働コミュニティ課	16	協働推進事業 (市民協働推進センター 運営委託事業)	再評価	改善・見直し	0	46
みどり	みどり公園課	17	生垣造成補助金	再評価	改善・見直し	0	48
環境部	環境保全課	18	環境学習推進事業(環境フェスティバル)	再評価	抜本的見直し	0	50
都市整	道路建設課	19	道路維持補修事業	未評価	継続実施	0	52
備部	道路管理課	20	交通安全協会補助金	再評価	改善・見直し	0	54
	社会教育課	21	21 地域生涯学習事業		改善・見直し	0	56
教育部	公民館	22	公民館活動事業 (視聴覚教育事業) = 5		抜本的見直し	0	58
	公民館	23	公民館活動事業(広報活動)	未評価	抜本的見直し	0	60

3 外部評価の取組状況

(1) 実施概要

実	施		目	的	第三者の視点を取り入れた評価と、職員の説明能力向上。						
評		価		者	行財政改革推進委員会(学識経験者5名、公募市民3名)						
説		明		員	平価対象事業の所管課長						
評価対象事業数				数	2事業(下表のとおり)						
実	実 施 日 時 等		坯	①事業内容の説明 令和元年8月5日							
夫	施	日	時	寸 寺	②外部評価の実施 令和元年8月21日						
評 価 結 果 の 取 扱 行財政改革推進本部最終評価の重要な判断材料とする。											

(2) 外部評価対象事業の選定

≪選定基準≫

外部評価対象事業の選定においては、以下の事由のいずれかに該当する事業のうち、事業費の規模や民間活用など外部委員の知見による事業の再構築の観点から選定した。

≪選定事由≫

- ① 二次評価が「廃止」または「抜本的見直し」となった事業
- ② 一次評価と二次評価において課題が顕在化した事業
- ③ 一般財源負担が1千万円以上である事業
- ④ 補助金・負担金事業で二次評価において見直しの余地が示された事業
- ⑤ 目的や性質、内容が類似する複数の事業をまとめて評価することが適当と判断される事業群

令和元年度外部評価対象事業

No.	事業名	所管課	一次評価	二次評価	掲載頁
6	高齢者配食サービス事業	高齢者支援課	改善・見直し	抜本的見直し	26
18	環境学習推進事業 (環境フェスティバル)	環境保全課	改善・見直し	抜本的見直し	50

(3) 外部評価の実施

≪評価の基本的な考え方≫

- 外部評価は、行財政改革推進本部評価(最終評価)と同様に、「継続実施」、「改善・見直し」、 「抜本的見直し」、「廃止」の4つの方向性のいずれかを選択した上で、その理由を記述する。
- 外部評価は、行財政改革推進委員会の開催により実施し、通常の会議と同様、会議は公開、 傍聴も可能とした。

≪評価の流れ≫

(1)	事業所管課からの説明(事業概要と一次評価の説明)	(7分)
2	二次評価に関する補足説明(事務局)	(3分)
3	質疑応答(課題認識、市民要望、見直しや改善に向けた検討状況等)	(10分)
(4)	評価者間での意見交換と評価結果のとりまとめ	(15分)

(4) 外部評価の評価結果

事業名高齢者配食サービス事業	所 管 課 健康福祉部 高齢者支援課
評価コメント	評価結果 抜本的見直し

安否確認の機能を付加した高齢者への配食サービスは、民間事業者でも広く提供しており、利用実態の検証を踏まえ、市が主体となって事業を行う必要性も含めて、事業の抜本的見直しが必要と考える。見直しにあたっては、他市事例の調査・研究を踏まえ、認定基準の見直しや所得に応じた利用者負担の導入とともに、事業者選定における総合評価方式の導入など、様々な観点から検討すべきと考える。また、配食だけでなく、高齢者向けの料理教室の実施など高齢者の自立に向けた取組や、市が実施している他の見守り事業のほか、ケアマネージャー、民生委員等との連携についても検討の余地がある。

外部評価者の主な意見

- ○単に一人暮らし等高齢者を対象とするのではなく、真に必要な方にサービスを提供できるようにすべき。所得に応じた利用者負担の導入など段階的に見直していく必要がある。
- ○サービス利用に伴う認定基準は他自治体を参考に見直すべきである。事業者の選定の際には価格とサービスの質の両面から選定する総合評価方式とすべき。プロポーザル方式を継続するのであれば、健康 寿命を延ばすための取組なども提案内容に含めていただきたい。
- ○配食だけに頼らず、高齢者向けの簡単な料理教室の実施など、高齢者の方の自立を支援する取組についても考える必要がある。市が実施している見守りに特化した制度や地域で活動するケアマネージャーや民生委員などとの連携についても検討の余地があるのではないか。
- ○5年ごとという業者選定の間隔は長いと感じる。契約期間中においても、次年度に向けた見直しができるよう、事業者と協議し、利用状況等の変化に対応していくべきである。

事	業	名	環境学習推進事業(環境フェスティバル)	所	管	課	みどり環境部 環境保全課
			評価コメント	評	価結り	果	抜本的見直し

環境フェスティバルは、出展ブースの増加に伴う委託料の増加や職員の業務負担といった課題があることから、現状の実施方法について抜本的に見直す必要がある。具体的には、西東京いこいの森公園の指定管理者のノウハウの活用、公教育における環境学習との連携強化、関連企業の協力・協賛による収入の確保など経費の削減や業務負担の軽減を図りつつ、より効率的かつ効果的な事業となるよう様々な観点から見直すべきと考える。

外部評価者の主な意見

- ○講座やパネル展示よりも、ごみの処理施設の現場見学などのリアルな体験の方が環境に対する意識の 向上や自主的な環境保全活動への参加促進につながるものと考える。また、公教育における環境学習と の連携強化なども効果的と思われる。
- ○会場として使用している西東京いこいの森公園を管理する指定管理者のノウハウを活用することで、 より効率的・効果的に事業が実施できるものと考える。
- ○大規模なイベント開催により成果を上げるにはそれなりの経費が必要となる。関連企業の協力や協賛 などを募ることで、経費の削減や業務負担の軽減を図りつつ、より集客力が高く効果的なイベントにで きるものと考える。
- ○来場者数も年々増加しているとのことであるが、環境フェスティバルを知らない市民も多いと感じている。事業コストや業務負担からも見直しが必要と考える。

4 事務事業評価シートの見方

(1) 事務事業評価シート (事後評価)

事務事業評価シート

No.	事務事業名			所管部	部課					
			事業の目的			根拠法令等				
	事業の実施目的や実施により達成す	でき状態	§などを記載していま		」 法律					
			事業の概要	<u> </u>						
事務事業の概要	事業の全体像が分かるよう、事業内	容や実施	容や実施方法、業務の流れなどを簡潔に記載しています。							
女	事業の開始時期を記載しています。(合併以前の場合には 「合併以前」としています。)		事業の実施形態について該当する項目にチェックしています。 直営: 市が直接実施するもの。 委託: 市が民間事業者やNPOなどに委託して実施するもの。 補助: 市が団体等に補助金等を交付して実施するもの。							
	事業開始時期	実施形	能 □ 直営 □	委託 🗌 補助 📗 そ	の他 ()				
	項目	単位	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (予算額)				
	事業費(A) 内 主要な経費: 〇〇費(料)	-	事業費と主な経費について、決算額、予算額に基づき記載しています。							
	訳 その他:〇〇費(料)他		0	0	0	0				
	国庫支出金・都支出金 財 源 地方債 内 その他 ()	千円	事業費の財源について、記載しています。							
タ	訳		0	0 0 0						
	所要人員(B)	人	年間で当該事業に関わる所要人員を記載しています。							
	人件費(C)=平均給与×(B)	千円	0 0 0							
	総コスト(D)=(A)+(C)	千円	評価指標とした各年度の実績値と総コストから単位当たりコストを算							
	単位当たりコスト	- m	て記載しています	u-/(1/2/5/##=//c	7年位当たりコストを昇山し					
	(E)=(D)/ (千円								
	指標名	単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度				
	実績値									
評価	② 実績値 《指標とした数値変化に対する要因分析	ナンドル								
指標	事業実施効果等を測るものとして、評記載しています。		設定し各年度の実績	責値を記載、数値 <i>の</i>)経年変化の要因等に	こついて分析し				
事業	他団体のサービス水準との比較 (平均値との比較、本市の順位など)		載しています。							
環境等	代替・類似サービスの有無	日 有日無	代替・類似サービスがあるものについては、具体的な事業名称や本							

検証項目	判定	判定理由	
事業の必要性			
実施主体の妥当性	•		
事業(補助)の対象			
事業(補助)の内容		】 「検証項目判断基準」により、事業を所管する課が事業を自己分析し、各検証項目にお ける判定及び判定理由を記載しています。	
受益者負担			
事業コスト			
業務負担			
一次評価		評価の判断理由及び現状の課題など	
□ 継続実施 □ 改善・見直し □ 抜本的見直し □ 廃止	上記の判定内容を踏まえ、事業所管課における評価を決定し、その判断理由や現状の課題などについて記載しています。		

【二次評価】

【一次評価】			
検証項目	判定	判定理由	
事業の必要性			
実施主体の妥当性			
事業(補助)の対象			
事業(補助)の内容		├ 事務事業等適正化委員会(各部庶務担当課長等で構成)による、各検証項目の判定及	
受益者負担			
事業コスト		П	
業務負担			
二次評価		評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等	
□ 継続実施 □ 改善・見直し □ 抜本的見直し □ 廃止	上記の判定内容を踏まえ、事務事業等適正化委員会における評価を決定し、本事業における課題 や改善・見直しの方向性等について記載しています。		

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□ 継続実施 □ 改善・見直し □ 抜本的見直し □ 廃止	学識委員及び公募市民委員から構成された行財政改革推進委員会による外部評価の対象となった事業については、外部評価結果及び評価コメントを記載しています。

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□ 継続実施 □ 改善・見直し □ 抜本的見直し □ 廃止	市長等経営トップで構成する行財政改革推進本部(行革本部)における評価結果及び評価コメントを記載しています。

【改善の方向性・スケジュール】

改善の方向性・ スケジュール 行革本部評価を踏まえ、事業所管課において、本事業における今後の方向性や改善見直しのスケジュールを記載しています。

(2) 検証項目判断基準 (事後評価)

検証項目	判定区分	判断基準
	高い	基礎的な市民生活を送るうえで不可欠な事業である。
事業の必要性	普通	より豊かな市民生活の形成に寄与する事業である。
	低い	目的をある程度達成している。他に優先すべき事業がある。
実施主体の妥	適切	市が主体となって実施する必要がある。
当性	課題有	民間やNPO等において同種の事業が実施されており、市が主体 となる必要性が低い。
事業(補助)の	適切	真に必要な対象者にサービスが提供できており、改善・見直しの余 地がない。
対象	課題有	対象要件など、改善・見直しの余地がある。
事業(補助)の	適切	現段階で、これ以上改善・見直しの余地がない。
内容	課題有	補助対象経費など、改善・見直しの余地がある。
	適切	適切な受益者負担を求めている。
受益者負担	1	受益者負担の考え方には、該当しない事業である。
	課題有	受益者負担を求めていない。 (または、受益者負担は求めているが、見直しの余地がある。)
	高い	他自治体と比較して高コストである。
事業コスト	普通	他自治体と比較して標準的なコストである。
	安い	他自治体と比較して低コストである。
	重い	事務負担に対し実施効果が少ない。 (または、実施効果が見えない。)
業務負担	普通	事務負担相応の実施効果である。
	軽い	事務負担以上に実施効果が大きい。

Ⅲ 事務事業評価シート

事 <u>務</u>	事務事業評価シート						
No.	事務事業名				所管部課		
1	1 出張所管理運営費 市民部 市民課						
				事業の目的			根拠法令等
	本庁舎から立地的に離れている地域に居住する市民の利便性向上と、窓口サービスの拡充を目的に、市内に出張所を設置する。						□法律☑条例·規則□政令·省令□要綱·要領
				事業の概要	*		
取扱い業務 西東京市出張所設置条例施行規則(平成13年規則第71号)第2条(事務所掌)に定める次の事(1) 住民基本台帳に係る届出の受付に関する事項(2) 印鑑登録及び証明に関する事項(3) 戸籍届出の受付に関する事項(4) 戸籍の謄抄本、戸籍の附票の写し、住民票並びに身分及び転出その他の証明書の交付に関する事項(5) 国民健康保険及び国民年金の資格取得届等の受付に関する事項(6) 国民健康保険及び国民年金の資格取得届等の受付に関する事項(7) 母子健康手帳の交付に関する事項(8) 埋火葬許可証の交付に関する事項(9) 転入時の児童、生徒の就学通知書の交付に関する事項(10) 交通災害共済への加入の受付に関する事項(11) 大の登録及び犬の死亡届等の受付に関する事項(11) 大の登録及び犬の死亡届等の受付に関する事項(12) 市税に関する証明(課税、非課稅及び納稅)の交付に関する事項(13) 介護保険受給資格証明書の発行に関する事項(14) 市税との他収入金の収納に関する事項(15) 特別永住者証明書の発行に関する事項(15) 特別永住者証明書の交付及び特別永住許可申請書の受付に関する事項(16) 個人番号カード及び通知カードに係る申請及び届出の受付に関する事項(17) その他市民課長が必要と認める事項 【人員体制】 小ばりケ丘駅前出張所:職員3人、嘱託職員3人/柳橋出張所:職員2人、嘱託職員2人					る次の事項		
	事業開始時期	合併以前	実施形	態 ✓直営 🗌	委託 □補助 □その	の他 ()
	項目		単位	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (当初予算額)
	事業費(<i>A</i>		17,381	34,205	19,504	18,320	
	内 主要な経費: 嘱託員: 訳 その他: 季託料	-	10,188	10,077	10,263	10,665	
事	ボー その他: 委託料他 国庫支出金·都支出金		千円	7,193	24,128	9,241	7,655
業費	財 源 地方債 内 その他 (手数料)		' ' '				
デ			-	8,667	8,406	8,429	6,829
タ	訳		•	8,714	25,799	11,075	11,491
	所要人員(B)		人	5.00	5.00	5.00	5.00
	人件費(C)=平均給与×	(B)	千円	37,290	38,310	38,660	39,530
	総コスト(D)=(A)+(C)		千円	54,671	72,515	58,164	57,850
	単位当たりコスト (E)=(D)/ (事務)	対応件数)	千円	1.4	1.9	1.5	_
	指標名			28年度	29年度	30年度	令和元年度
	①施設数	実績値	単位 箇所	2	2	2	
評	②事務対応件数	実績値	人	38,879	37,564	38,335	
価指標	《指標とした数値変化に対する要因分析など》 ①出張所施設設置数 平成20年度に中原出張所を廃止し、平成21年度には谷戸出張所の廃止とひばりヶ丘駅前出張所を開設し現在2か所の運営 ②出張所における来所者数(職員が対応した事務件数) 来所者の割合(3か年合計): 柳橋出張所=24.9%、ひばりヶ丘駅前出張所=75.1%						
事業環	他団体のサービス水準との比較 (平均値との比較、本市の順位など)		□ 上 ☑ 中 □ 下	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			
境 等	代替・類似サービスの有無		☑有	住民票、印鑑証明、戸籍、税証明についてはマイナンバーカードに よるコンビニ交付サービス、市税等収納についてもコンビニでの納付 やインターネットによるクレジット納付などがある。			

検証項目	判定	判定理由
事業の必要性	高い	多くの市民に利用され、市税等の収納など、定期に利用される市民も存在する。
実施主体の妥当性	適切	所管部署に限らず、市業務の様々な事務を取り扱う施設である。
事業(補助)の対象	課題有	取扱業務等について、常に見直しを行っており、改善意識をもって対応している。
事業(補助)の内容	課題有	人件費(職員配置)については、これまでも見直し等の検討を行ってきている。
受益者負担		_
事業コスト	普通	出張所の運営体制など、他自治体とも比較しても、標準的な運営コストである。
業務負担	普通	市民課内部事務の役割分担などにより、事務負担相応の効果がある。
一次評価		評価の判断理由及び現状の課題など
一継続実施✓改善・見直し一抜本的見直し一廃止	つある一い利用者	の交付サービスや税等の収納サービスについては、コンビニでのサービスに転換をされつ 方で、マイナンバーカードの普及の過渡期であったり、その他オンラインサービス等によらな の割合や来庁者の状況からも当面は現状の形態での運営が望ましいが、今後のオンライン への普及による見直しについても同時に検証も進める必要がある。

【二次評価】

1一久町川1		
検証項目	判定	判定理由
事業の必要性	低い	柳橋出張所は、田無庁舎との距離が近いため必要性は低いものと考える。
実施主体の妥当性	適正	市業務を担う施設であり、適切に運用されている。
事業(補助)の対象	適正	不特定多数の市民等を対象としており適切である。
事業(補助)の内容	課題有	取扱い業務は共通であるが、取扱件数、内容ともに差がある。
受益者負担	_	_
事業コスト	高い	出張所業務の整理・統合等によりコスト縮減を図る必要がある。
業務負担	普通	本庁との業務分担により業務量は平準化されており、普通と考える。
二次評価		評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等
一継続実施□改善・見直し▽抜本的見直し□廃止	おり、これ 様々な状 ける取扱(となって)	ま、本庁舎から立地的に離れた地域に居住する市民の利便性の向上を目的として設置してまで、中原出張所及び谷戸出張所の廃止、ひばりヶ丘駅前出張所の開設など、地域の況変化に応じて見直しを図ってきたところである。田無庁舎と比較的近い柳橋出張所にお件数は出張所取扱件数全体の約3割程度であり、取扱業務も市税等の収納業務が主なものいることから、現状の利用実態やコンビニエンスストアを活用した証明書交付サービスの効果证したうえで、将来的な施設の有効活用も含め整理・統合に向けた検討を行う必要がある。

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
☑抜本的見直し	出張所の主な業務である証明書交付事務や市税の収納事務については、マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの証明書交付サービスやコンビニ納付など、代替サービスの拡充を図ってきたところである。田無庁舎に近接する柳橋出張所については、公共施設の適正配置・有効活用の観点から、廃止や他の施設への転用等も含めた抜本的な見直しに向けて、具体的な対応方策を検討されたい。

◇令和2年度	保名
保谷庁舎機能の移転や代替サービスの拡充に伴い、各出張所の来所者数や交付件数等の利用状況変化を調査する。	変化る
◇令和3年度	今令和
調査結果を踏まえ、庁舎統合を見据えた出張所のあり方や適正配置について検討する。	たジュール
◇令和4年度以降	か今和
検討結果を踏まえ、廃止や転用を含めた方針を決定する。	か今和

No.	事務事業名	所管部課
2	権利擁護センター事業	健康福祉部 生活福祉課

No.	事務事業名 	所管部課							
2	権利擁護センター事業	権利擁護センター事業			部 生活福祉課				
	事業の目的根拠法令等								
	認知症や知的障害、精神障害などの理由による判断能力の低下により、自らの財産管理や日常生活 を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるよう成年後見制度の積極的な活 用や高齢者等の福祉サービスの利用支援等を図ることを目的とする。 □ 乗網・要領								
事業の概要 判断能力が不十分な方に対して成年後見制度の利用支援、市長申立て、市長申立てに係る後見人報酬助成はか、保健福祉サービスに係る解決困難な苦情の調整等を行う。 ※平成28年度には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)」が制定・施行さ町村は成年後見制度の利用促進に向けて、中核機関の設立等必要な措置を講ずるよう努めることとされている。 ■事業委託により実施(「権利擁護センターあんしん西東京」実施事業)・福祉サービスに関する相談業務(保健福祉サービスに関する苦情相談を含む。)・成年後見制度申立て支援・あんしん西東京運営審査委員会の運営(市長申立ての適否の審査)・後見人のサポート・社会貢献型後見人の養成及び支援 ■市直営により実施・保健福祉サービス苦情調整委員会の運営・後見等報酬助成の実施					定・施行され、市				
	事業開始時期 平成14年度	実施形	態 ✓直営 ✓	委託 □補助 □そ	の他 ()			
	項目	単位	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (当初予算額)			
	事業費(A)		29,828	31,289	35,007	35,619			
	内 主要な経費: 委託料		28,616	29,244	30,609	31,478			
	訳 その他:負担金補助及び交付金他		1,212	2,045	4,398	4,141			
事業	国庫支出金·都支出金 財	千円	13,720	13,720	14,030	14,226			
費	源地方債								
デー	内 その他 (申立等費用自己負担金) 訳		27	248	46	20			
タ	一般財源		16,081	17,321	20,931	21,373			
	所要人員(B)	人	0.80	0.80	0.80	0.80			
	人件費(C)=平均給与×(B)	千円	5,966	6,130	6,186	6,325			
	40-71 (D)-(A)+(O)	エロ	25 704	27.410	41 102	41.044			

	指標名		単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度
	①成年後見利用支援相談件数	実績値	件	922	945	812	
評価	②市長申立件数	実績値	件	7	8	5	

39

40

51

千円

《指標とした数値変化に対する要因分析など》

(E)=(D)/ (成年後見利用支援相談件数)

単位当たりコスト

①30年度において、成年後見利用支援相談件数が減少しているが、成年後見制度の利用には至らない日常生活自立支援事業における相談件数と合わせると相談件数は年々増加している。 ②概ね平年並みの推移と考える。

事業環	他団体のサービス水準との比較 (平均値との比較、本市の順位など)	□ 上 □ 中 □ 下	多摩26市においては、全て単独或いは、共同設置の形で権利擁護制度の推進機関を設置しており、標準的な運営体制である。
境等	代替・類似サービスの有無	有业無	民法に定める成年後見制度の利用支援・利用促進を図る事業であり、他に類似する事業はない。

検証項目	判定	判定理由				
事業の必要性	高い	成年後見制度の利用支援・利用促進を図ることにより、市民の権利擁護に資する。				
実施主体の妥当性	適切	成年後見制度の利用促進、利用支援については、市及び社会福祉協議会で担うべきものである。				
事業(補助)の対象	適切	判断能力が低下した者の権利を擁護する事業であり、適切である。				
事業(補助)の内容	課題有	成年後見制度利用促進法の施行により、利用促進の充実が求められている。				
受益者負担	_					
事業コスト	普通	他市と比較しても同水準である。				
業務負担	普通 事業の必要性・効果を勘案して、過度な事務負担は認められない。					
一次評価	評価の判断理由及び現状の課題など					
☑継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	援、利用值	力が低下した者の財産や権利を擁護するために民法上定められた成年後見制度の利用支足進を行う本事業の実施は必要性が高く、かつ、成年後見制度利用促進法の施行により、 度利用の促進のための方策が求められており、継続して実施していく必要がある。				

【二次評価】

検証項目	判定	判定理由			
事業の必要性	高い	市民の権利擁護に資する事業であり、今後も必要性は高くなっていくものと考える。			
実施主体の妥当性	適切	市が直営または委託により実施すべき事業であり適切と考える。			
事業(補助)の対象	適切	判断能力が低下した者の権利を擁護する事業であり、適切と考える。			
事業(補助)の内容	適切	さらなる利用促進が求められてはいるが、適切な事業内容と考える。			
受益者負担	_	_			
事業コスト	高い	委託料が年々増加しているため、委託業務内容を含む見直しが必要と考える。			
業務負担	普通	直営の業務もあるが、過度な事務負担はないものと考える。			
二次評価		評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等			
一継続実施☑ 改善・見直し□ 抜本的見直し□ 廃止	本事業は、認知症や知的障害、精神疾患等により判断能力が低下した方の財産及び権利擁護に 資するものである。高齢社会を見据え、事業の必要性が高まっていくことは確実であり、成年後見能 度利用促進法に基づき、さらなる制度の利用支援、利用促進を図る必要があることは理解できる。 かしながら、事業費が毎年増加傾向にあるため、委託内容等を精査するなど、経費抑制に向けた力 策を検討する必要がある。				

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施	今後、本事業の必要性が高まることは確実であり、引き続き、成年後見制度の利用促進のた時間がある。
☑改善・見直し	度周知を図るとともに、適切な相談支援を実施していく必要がある。また、毎年度の事業費が増加傾 向にあることから、あらためて委託内容等を精査するとともに、成年後見制度の利用には至らない方
□抜本的見直し	を対象とした日常生活自立支援事業を効率的・効果的に行うなど、事業費の増加抑制に努められた
□廃止	(` _o

【改善の方向性・スケジュール】◇令和元年度 成年後見制度利用促進計画の策定及び利用促進に係る体制整備に向けた調査・研究を行う。 ◇令和2年度 改善の方向性・ 制度利用促進に向けた具体的な検討を行うとともに、他自治体における取組内容等も踏まえ、事業内容 スケジュール を精査し、事業費の増加抑制に努める。

事務	8事業評価シート									
No.					所管部課					
3	地域福祉コーディネーター	−事業			健康福祉部 生	活福祉課				
	題の解決に向けて地域にお	事業の目的 根拠法令等 市民が主体となった地域づくりや支えあう地域社会の形成を図ることを目指し、地域における福祉課題の解決に向けて地域におけるリーダーや協力者をコーディネートし、問題の解決を図るため、福祉に関する専門的な知識を有する地域福祉コーディネーターを配置して、問題解決のシステムを構築する。 □ 条例・規則 □ 取令・省令 □ 要綱・要領								
	■ 事業の概要									
事務事業の概要	員の養成などを通じて、市員 ■地域福祉コーディネーター 市内の4圏域に各1名の地る活動などを行っている。 ■ほっとネット推進員の育成地域福祉コーディネーター	平成22年度から「ほっとするまちネットワークシステム」を開始、地域福祉コーディネーターの配置やほっとネット推進員の養成などを通じて、市民とともに地域の課題を解決していく仕組みづくりに取り組んでいる。 ■地域福祉コーディネーターの配置 市内の4圏域に各1名の地域福祉コーディネーターを配置し、福祉的なあらゆる課題の相談支援、地域づくりに関する活動などを行っている。 ■ほっとネット推進員の育成 地域福祉コーディネーターと協力し、地域の課題を発見し、地域福祉コーディネーターをはじめとする関係機関につなぎ、課題解決のために活動するための、市民のボランティアであるほっとネット推進員を育成する。								
	■地域の社会資源の開発・ 地域課題の解決に資する ク化を推進し、複合的・包括	社会資源を	を開発す を抱えた	るとともに、地域者・世帯などの3	支援を行っている。					
	事業開始時期 平成2	2年度	実施形	<mark>態</mark> □直営 〔	☑委託 □補助 □ そ	· の他 ()			
	項目		単位	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (当初予算額)			
	事業費(A) 内 主要な経費: 委託料			36,51 36,51			41,680 41,680			
車	歌 その他: なし		~ m		0 0	9	0			
事業費	■国庫支出金・都支出金 財 源:地方債		千円	4,00	0 4,000	4,000	4,000			
デー	内 その他 (訳)								
タ	一般財源			32,51	· ·		,			
	所要人員(B)		人	0.3			0.30			
	人件費(C)=平均給与×(B) 総コスト(D)=(A)+(C)		千円	2,23 38,74	-	· ·	2,372 44,052			
	単位当たりコスト		113	30,74	7 40,048	40,804	44,032			
	(E)=(D)/ (地域福祉コーディネータ	一相談件数)	千円	35	38	52	_			
	指標名		単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度			
	①地域福祉コーディネーター相談件数	実績値	件	1,11	6 1,059	789				
評	②ほっとネット推進員数	実績値	人	31	1 358	378				
価指標	①事業開始から28年度まで	《指標とした数値変化に対する要因分析など》 ①事業開始から28年度までは、年々件数が増加していた。 ②目標としている推進員の登録者数(400名)に向けて順調に増加している。								
			□ 上			ーディネーターを酢	門置済みであり、標			
事業	他団体のサービス水準と (平均値との比較、本市の)			準的な水準と						

事業環	他団体のサービス水準との比較 (平均値との比較、本市の順位など)	□ 上 □ 中 □ 下	多摩26市中、15市で地域福祉コーディネーターを配置済みであり、標準的な水準と考える。
境等	代替・類似サービスの有無	☑ 有	地域における福祉課題の解決に向けた仕組みとして、「ふれあいのまちづくり」事業や「ささえあいネットワーク」事業などがある。

検証項目	判定	判定理由				
事業の必要性	高い	制度の狭間、複合的な課題を抱えるケースなど包括的な相談支援を推進する事業の一つである。				
実施主体の妥当性	適切	包括的な相談支援体制を構築することは市の役割である。				
事業(補助)の対象	適切	他の制度で支援の対象とならない方などの相談支援を行う。				
事業(補助)の内容	課題有	包括的な相談支援体制の構築に向けて、他事業との整理を経て更なる充実を図る必要がある。				
受益者負担	_	_				
事業コスト	普通	他自治体と比較して、同程度の水準である。				
業務負担	普通 事業効果と比して、過度な事務負担はない。					
一次評価	評価の判断理由及び現状の課題など					
✓継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	地域共生社会の実現に向けては、包括的な相談支援体制の構築が求められており、当市におは、本事業を中心に据えて検討を進めていきたい。					

【二次評価】

【一次計画】		
検証項目	判定	判定理由
事業の必要性	高い	地域共生社会の実現に向けて、地域福祉コーディネーターの役割は重要と考える。
実施主体の妥当性	適切	包括的な相談支援体制を構築は市の役割であり適切と考える。
事業(補助)の対象	適切	広く市民を対象とした事業であり、適切と考える。
事業(補助)の内容	課題有	類似する機能や仕組みを整理再編し、効率的に実施する必要がある。
受益者負担	_	_
事業コスト	高い	委託料が毎年度増加し、事業コストが高くなっている。
業務負担	普通	委託事業となるため、過度な業務負担はないものと考える。
二次評価		評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	コーディジ 題を解決 毎年増加 たっては、	は、第4期地域福祉計画においても、引き続き重点的な取組に掲げられ、この間、地域福祉ネーターへの相談件数やほっとネット推進員の登録者数も伸びており、地域の困りごとや課していくネットワークとして一定の成果を挙げていることは理解する。しかしながら、委託料が傾向にあることから、地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の構築にあ、「ふれあいのまちづくり」などの類似事業について、その役割や機能を検証し、整理・統合効率的かつ効果的なものとなるよう改善・見直しを図る必要がある。

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施	本事業は、地域共生社会の実現において重要な役割を担っているが、毎年度事業費が増額傾向にあることから、他の類似事業との整理・統合を図るとともに、委託業務内容の検証・改善や特定財源
☑改善・見直し	の確保などにより、事業費の増加抑制に努められたい。
□抜本的見直し	
□廃止	

【改善の方向性・スケジュール】

◇令和元年度
地域共生社会の実現に向け、地域力強化推進及び包括的な相談支援体制の構築に向けた調査・研究を行う。
◇令和2年度
地域力強化推進及び包括的な相談支援体制の構築に向けた体制整備に合わせ、他の事業との整理統合を行い、特定財源の確保を図る。

事務	8事業評価シート								
No.	事務事業名				所管部課	_			
4	地域社会福祉協議会運営	含費補助金	金	金 健康福祉部 生活福祉課					
				事業の目的			根拠法令等		
	社会福祉法第109条の規定に基づく事業を実施する社会福祉法人西東京市社会福祉協議会の運営費を補助することにより、住民参加による地域福祉活動を促進し、もって地域社会の福祉水準の向上に資することを目的とする。								
	事業の概要								
事務事業の概要	社会福祉協議会の組織運し、もって西東京市の地域福浦助対象事業 【社会福進協議会運営費】・組織運営人件対策費・経営基盤強化対策費・事務所移転費(※H30年【特定事業費】・ボランティア・市民活動・緊急援護費・有償援助あいあいサー・ふれあいのまちづくり推・地域福祉権利擁護事業・法人後見監督事業費	話社の推進下度のみ)センター 推ビス事業費進事業費	に資する	ర ం	め金を交付すること	とにより、法人の健全	とな運営を継続		
	事業開始時期 合併	以前	実施形	能 直営 🗌	委託 ☑補助 □そ	の他 ()		
	項目		単位	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (当初予算額)		
	事業費(A)			187,856	200,205	205,356	208,273		
	内 主要な経費: 補助金			187,856	200,205	205,356	208,273		
	訳 その他: なし			0	0	0	0		
事業	国庫支出金・都支出金財		千円	3,400	3,400	3,400	3,400		
費	源地方債								
デー	内)							
タ	上 一般財源		,	184,456	196,805	201,956	204,873		
	所要人員(B)		人工田	0.30	0.30	0.30	0.30		
	人件費(C)=平均給与×(B) 総コスト(D)=(A)+(C)		千円	2,237 190,093	2,299	2,320 207,676	2,372		
	単位当たりコスト		111	130,033	202,004	207,070	210,043		
	(E)=(D)/ (社会福祉協議会正	規職員数)	千円	5,591	5,625	5,769	_		
	指標名		単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度		
	①社会福祉協議会正規職員数	実績値	%	34	36	36			
評	②社協会員数	実績値	人	4,053	4,139	3,871			
価指標	《指標とした数値変化に対す ①職員定員適正化計画に基 ②30年度の減については、 て考えられる。	まづき計画	的に管理	理している。	・町内会の解散な	どに伴う減が重なっ	たことが要因とし		
事業環	他団体のサービス水準と (平均値との比較、本市の)		□ 上 □ 中 □ 下	助を行っている	。予算額について	さるが、社会福祉協 も、概ね中位の水道	準である。		
境等	代替・類似サービスの	有無	□ 有	り、市と協働して	て、地域福祉を推済	生の定めにより設置 進していく団体であり められている団体で	り、他の社会福祉		

✓ 無

検証項目	判定	判定理由							
事業の必要性	高い	社会福祉協議会は、市と協働して地域福祉を推進する団体である。							
実施主体の妥当性	課題有	補助により実施している事業につき、実施主体について検討の余地があるものがある。							
事業(補助)の対象	適切	社会福祉協議会は、市と協働して地域福祉を推進する団体である。							
事業(補助)の内容	課題有	補助により実施している事業につき、実施主体について検討の余地があるものがある。							
受益者負担	_	_							
事業コスト	普通	補助を行っている他市と比較して、概ね中位の水準である。							
業務負担	普通	事業効果と比して、過度な事務負担はない。							
一次評価	評価の判断理由及び現状の課題など								
一継続実施▽改善・見直し一抜本的見直し一廃止	社会福祉協議会は、市とともに地域福祉を推進する団体であり、他の社会福祉法人と比しても、より公共性・公益性が求められる団体である。また、社会福祉法人として、事業による収益を上げることには一定の制限もある中で、市として運営を補助することは適当と考える。前回の評価を受けてこの間法人運営・実施事業の見直しなどを行うとともに、人事考課制度や事務事業評価の導入や職員定員適正化計画の見直しや自己財源確保計画の策定など、補助金支出の圧縮や補助金効果の最大化を図ることに努めてきたところである。引き続き、経営改革の努力を継続するよう指導していく。								

【二次評価】

1一次計画』								
検証項目	判定理由							
事業の必要性	高い	市とともに地域福祉を推進する団体として、運営を支援する必要性は高いと考える。						
実施主体の妥当性	課題有	特定事業費への補助については、市として補助すべき事業であるか精査する必要がある。						
事業(補助)の対象	適切	市と協働して地域福祉を推進する団体であり、適切と考える。						
事業(補助)の内容	課題有	特定事業費への補助については、市として補助すべき事業であるか精査する必要がある。						
受益者負担	_	_						
事業コスト	高い	職員人件費の増によりコストが高くなっている。						
業務負担	普通	社会福祉協議会との調整等はあるものの、標準的な業務負担と考える。						
二次評価		評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等						
一継続実施☑ 改善・見直し□ 抜本的見直し□ 廃止	様々な取締に向け	金協議会では、職員定員適正化計画の見直しや自主財源確保計画の策定等、この間、 組を行ってきている。しかしながら、社会福祉協議会への補助金は増加傾向にあり、経営改 た取組の成果が見えにくい状況にある。引き続き、社会福祉協議会の改革の取組の進行管 な指導を行い、社会福祉協議会自身の経営努力を求めていく必要がある。						

【外部評価】

TALMANI IMA	
外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施	社会福祉協議会において経営改善に向けた取組は行っているものの、補助金交付額は毎年度増加原のとなることが、引き続き、経営改善に向けた取組は行っているものの、補助金交付額は毎年度増加原のとなる。
☑改善·見直し	加傾向にあることから、引き続き、経営改善に向けた取組の進行管理と適切な指導を行うとともに、補助内容を検証・改善することにより、補助金交付額の増加抑制に努められたい。
□抜本的見直し	
□廃止	

改善の方向性・ スケジュール

	3務事業評価シート								
No.	事務事業名			所管部課					
5	老人クラブ等助成事業			健康福祉部 高齢者支援課					
				事業の目的			根拠法令等		
	高齢者が、自らの生きがいを高め健康づくりをすすめる各種活動とボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動との均衡を図りながら、幅広い社会活動促進のための諸事業を行い、高齢者の社会活動を促進することを目的とする。								
	事業の概要								
事務事業の概	補 助 額 :クラブの会員数 109人:34,000F 【計算式】…上記	補助対象:毎年度4月1日現在、住民基本台帳に登録されている満60歳以上の者30人以上で構成された老人クラブ 補助額:クラブの会員数に応じた月額(30~49人:19,000円、50~69人:24,000円、70~89人:29,000円、90~ 109人:34,000円、110人以上:39,000円) 【計算式】…上記の月額×活動月数 + 会員数×100円×活動月数							
要	■過去の見直し経過 平成29年度に各単位クラフ 直しを実施。連合会一律2,0	※年度末決算後、各クラブ使い切らなかった補助金額は返還。 ■過去の見直し経過 平成29年度に各単位クラブを取りまとめている「西東京市高齢者クラブ連合会」の補助金を都補助基準額を参考に見直しを実施。連合会一律2,000,000円から計算式に基づき1,497,035円(平成29年度補助金額)に見直している。							
	事業開始時期 合併	以前	実施形	<mark>態</mark> □直営 □	委託 ☑補助 □その	の他 ()		
	項目		単位	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (当初予算額)		
	事業費(A)			17,192	15,106	14,307	15,792		
	内 主要な経費: 老人クラブ運営費補助金			15,188	13,601	12,891	14,256		
	訳 その他: 老人クラブ連合会運営費補助金他			2,004	1,505	1,416	1,536		
事業	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■		千円	1,457	1,423	1,299	1,267		
養	財 源 地方債								
デ	/// 内 その他 ()							
タ	歌			15,735	13,683	13,008	14,525		
	: 所要人員(B)		人	0.59	0.59	0.59	0.59		
	人件費(C)=平均給与×(B)		千円	4,400	4,521	4,562	4,665		
	総コスト(D)=(A)+(C)		千円	21,592	19,627	18,869	20,457		
	単位当たりコスト								
	(E)=(D)/ (老人クラブ補助金対象者数)		千円	9	8	9	_		
	指標名		単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度		
	①老人クラブ補助金対象者数	実績値	人	2,451	2,335	2,128			
評	②西東京市高齢者クラブ連合会会員数	実績値	人	2,216	2,105	1,909			
価指標	クラブ会員の高齢化や転出 ないなどの理由から、存続か	《指標とした数値変化に対する要因分析など》 クラブ会員の高齢化や転出等の理由から会員数が減少し、30人に満たなくなってしまった、役員を引き継げる会員がいないなどの理由から、存続が難しくなり廃止するクラブがあるため、クラブ数、会員数が減少している。新会員を増やすため、高齢者クラブ連合会としても連合会機関紙「ふれあい」に各クラブの活動場所、活動内容等を掲載するなどしてPR活動に力を入れている。							
事業環	他団体のサービス水準と (平均値との比較、本市の)		□ 上☑ 中□ 下			E額の市と会員数で 助額を見ても西東ア			

□ 有
☑ 無

代替・類似サービスの有無

検証項目	判定	判定理由							
事業の必要性	普通	高齢者の生きがいや健康増進を図るとともに、地域社会を豊かにすることが期待できる。							
実施主体の妥当性	適切	各クラブの活動を促進するため、相談や補助金によるサポートが必要と考える。							
事業(補助)の対象	課題有	クラブの活動を支援するため、補助金交付要綱の見直しの必要性について検討する。							
事業(補助)の内容	適切	補助金の対象となる事業や経費について説明会や個別指導等も実施している。							
受益者負担	_	_							
事業コスト	普通	多摩26市を見ても西東京市の補助額は中位である。							
業務負担	重い	補助金精算事務処理と補助金申請書の審査事務等の業務負担が大きい。							
一次評価		評価の判断理由及び現状の課題など							
一継続実施☑ 改善・見直し□ 抜本的見直し□ 廃止	て捉えてい クラブ等へ 齢化してご	こ会員の高齢化が進み、活動ができず廃止するクラブが出てきている状況にあり、課題としいる。高齢者の生きがいとなる場、健康増進や地域社会につながる場を維持するため、老人への補助は引き続き実施する必要があるが、補助金の申請手続きを行う各クラブの役員も高おり、書類審査に係る事務的な負担も多くなってきている。今後、効率的な事業実施に向け必要と考える。							

【二次評価】

【一次計画】								
検証項目	判定 判定理由							
事業の必要性	普通	老人クラブの活動を支援することで高齢者の生きがいづくりや健康増進等につながる。						
実施主体の妥当性	適正	活動支援に向けて、相談や補助金交付による支援は必要と考える。						
事業(補助)の対象	課題有	クラブの活動を支援し、維持・存続できるよう、見直しが必要と考える。						
事業(補助)の内容	課題有	補助金の仕組みや対象経費などを、分かりやすく伝える必要がある。						
受益者負担	_	_						
事業コスト	普通	他自治体と比較しても標準的な補助額と考える。						
業務負担	重い	書類審査等に多くの時間を費やしており、見直しが必要と考える。						
二次評価		評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等						
一継続実施一改善・見直し√抜本的見直し一廃止	ている。 補い、クラブ 沿って、 補	ま、老人クラブ等の運営費の補助事業であり、高齢者の社会活動を促進することを目的とし 前助金の額は、当該クラブの会員数や活動月数を基準に算出しているが、高齢化等に伴 役員の担い手や会員が減少し、廃止に至る状況も見受けられるため、本来の補助目的に 前助金交付団体の要件や補助対象事業などを精査し、交付要綱を見直すなど、事務の抜 直しを図る必要がある。						

【外部評価】

TALINAL IMA	
外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施	高齢者の社会活動を促進するという本来の補助目的を踏まえ、補助金交付団体の要件や補助対
□改善・見直し	象事業などを精査し、交付要綱を見直すとともに、補助金の交付申請や実績報告における手続きや審査事務の効率化を図るなど、事務の抜本的な見直しを図られたい。
☑抜本的見直し	
□廃止	

改善の方向性・スケジュール	◇令和元年度 補助金の交付対象となる会員規模の要件を緩和するため、補助金交付要綱の一部改正を行う。 ◇令和2年度 近隣自治体の実施状況を調査し、効率的・効果的な実施に向けて、事業の見直しを行う。

7.17	伤争未計画ソート 								
No.	事務事業名				所管部課				
6	高齢者配食サービス事業				健康福祉部 高幽	龄者支援課			
				事業の目的			根拠法令等		
	一人暮らし等高齢者に安定した昼食を提供することを通して一人暮らし等高齢者の孤独感の解消、 「法律								
	健康の保持、安否の確認等を行うことにより、高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。								
	□ web-160-160-160-160-160-160-160-160-160-160								
				事業の概要					
事	■概要	ごうと 日日 号田 ブ	ヒルトル) 声云よりし刻みさ	ムフ士内に見合う	トフでに告いしのこ	古门公古松之		
務	配食サービスを受けることが に対し、委託業者が調理した								
事業	否確認及び健康状態の確認	等に寄与	する。						
の	利用者の状況に応じて、普応しており、経費としては、1:								
概要	安否を確認するため、食事	は手渡し	としてい	るが、チャイムを鳴	らしても返事が無い	いなどの場合には、	委託業者から高		
٨	齢者支援課に連絡がある。 でもなお、連絡が取れない場						て頼するが、それ		
	■対象者					-			
	一人暮らし等高齢者で、か ■見直しについて	つ、サーヒ	ごスを利	用することが必要で	であると市長が認め	りるもの			
	1食当たりの配食委託料と利				当たり800円(うちれ	利用者負担金400円	引)であったが、以		
	後、消費税率の改定に伴い、	単価の見	見直しを	行ってきている。					
	事業開始時期 合併	以前	実施形	態 直営 🗸	委託 □補助 □その	の他 ()		
							A		
	項目		単位	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (当初予算額)		
	事業費(A)			156,215	157,925	152,102	164,802		
	内 主要な経費: 委託料			153,682	155,348	149,447	160,438		
	訳 その他: 臨時職員賃金		2.533	2,577	2.655	4.364			
事	国庫支出金·都支出金	千円	39,951	40,661	41,294	42,693			
業費	財 								
	内その他(利用者負担	日余)		76,313	76,594	74,267	79.416		
l I	訳		39,951	40.670	36,541	42,693			
タ	所要人員(B)	人	1.80	2.05	2.20	2.20			
	///		千円	13,424	15,707	17,010	17,393		
			千円	169,639	173,632	169,112	182,195		
	単位当たりコスト				.,,,,,,	100,112	.52,.55		
	(E)=(D)/(利用者数(年度末))		千円	120	123	119	_		
	指標名		単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度		
	①配食数	実績値	食	186,960	188,987	181,809	刊和几千度		
評				·					
価指	②利用者数(年度末)	実績値	人	1,408	1,406	1,427			
標		《指標とした数値変化に対する要因分析など》 高齢化社会の進展(市高齢化率の上昇)に伴い、本事業の対象者が増加していることから、利用者数は概ね増加傾向							
	にある。また、配食数につい	ても、平成	30年度	は減少したものの、	これまでは増加修	頁向にあった。			
			☑ 上			食サービスが実施さ			
事	他団体のサービス水準と	□中							
業	(平均値との比較、本市の順	□下							
事業環境			民間やNPO等	等においても同様 な	よサービスを実施し	ている。			
境等	代替・類似サービスの不	有無	② 有						

L VIIIMA								
検証項目	判定	判定理由						
事業の必要性	高い	昼食を提供することによる高齢者の安否確認等は、基礎的な市民生活を送る上で不可欠である。						
実施主体の妥当性	課題有	民間やNPO等における同種のサービスは多数あり、代替性はある。						
事業(補助)の対象	課題有	65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加により対象者は増えている。						
事業(補助)の内容	課題有	週の提供回数や配食曜日を固定している自治体もあり、検討の余地がある。						
受益者負担	課題有	利用者数が多く、利用者負担も他市に比べて比較的安価であるため、検討の余地がある。						
事業コスト	高い	利用者数が多く、利用者負担が比較的安価なことから、他自治体と比較して高コストである。						
業務負担	重い	毎月の請求事務、日々の配食提供の変更や安否確認による負担が大きい。						
一次評価	評価の判断理由及び現状の課題など							
一継続実施☑ 改善・見直し□ 抜本的見直し□ 廃止	善・見直し 認を要す。 から、利用	数が年々増加しており、民間やNPO等による同等のサービスが充実してきていることから、改しの余地がある。一方で、市の事業としては、高い事業コストや重い業務負担がある。安否確るケースが増えてきていることもあり、現状の課題として、①食事の提供と②安否確認の観点目者や事業者の状況を加味しながら、事業全体の再構築を行う必要がある。令和5年度から一ビスの提供(5年度毎に事業者選定のプロポーザルを実施している)に向けて、見直しをきたい。						

【二次評価】

1一久計画』									
検証項目	判定 判定理由								
事業の必要性	普通	普通 民間サービスによらない、公的な安否確認サービスの必要性はあるものと考える。							
実施主体の妥当性	課題有	食事の提供と合わせた安否確認は民間やNPOによるサービス提供もある。							
事業(補助)の対象	課題有	対象要件を見直すなど、継続的な実施に向けた検討が必要と考える。							
事業(補助)の内容	課題有	真に安否確認を必要とする高齢者を対象とした事業へ再構築を図る必要がある。							
受益者負担	課題有	他自治体と比較して受益者負担割合が低いため、食事内容と合わせて見直しが必要と考える。							
事業コスト	課題有	他自治体と比較して配食数が突出して多く、市の財政負担が大きい。							
業務負担	重い	利用者数が多いため、配食日の変更手続きや安否確認など業務負担は重い。							
二次評価		評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等							
一継続実施一改善・見直し√抜本的見直し一廃止	り、在宅高 と比べ利 総コストの 食の頻度	は、単に食事を提供するだけではなく、一人暮らし等高齢者の安否確認にもつながってお 所齢者にとってセーフティーネットの役割を担っている事業である。本市のサービスは、他市 用者数が多いことに加え、利用者負担額も低く、事業実施に伴う、職員の所要人員を含めた が面においても課題があるといえる。今後は、真にサービスを必要とする対象者の範囲や配 、利用者負担割合など、民間を含めた類似サービスとの整理を行い、効率的で効果的な事 ら継続的に見直していく必要がある。							

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
一継続実施一改善・見直し√抜本的見直し一廃止	安否確認の機能を付加した高齢者への配食サービスは、民間事業者でも広く提供しており、利用実態の検証を踏まえ、市が主体となって事業を行う必要性も含めて、事業の抜本的見直しが必要と考える。見直しにあたっては、他市事例の調査・研究を踏まえ、認定基準の見直しや所得に応じた利用者負担の導入とともに、事業者選定における総合評価方式の導入など、様々な観点から検討すべきと考える。また、配食だけでなく、高齢者向けの料理教室の実施など高齢者の自立に向けた取組や、市が実施している他の見守り事業のほか、ケアマネージャー、民生委員等との連携についても検討の余地がある。

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
	本事業については、民間事業者においても同種のサービスが提供されていることから、市が主体となって実施すべき対象者の範囲や配食の頻度等を改めて検証し、配食による食事の提供を必要とする方へ、より効果的にサービスが提供できるよう、事業の抜本的な見直しを図られたい。

改善の方向性・	◇令和2年度以降
スケジュール	配食サービスの利用実態や他自治体の状況などを踏まえ、より効果的なサービスの提供に向けて、事業のあり方を検討し、次期事業者選定(令和4年度予定)までに事業の見直しを図る。

事務	・ 務事業評価シート									
No.	事務事業名				所管部課					
7	敬老金贈呈事業			健康福祉部 高齢者支援課						
	事業の目的根拠法									
	西東京市に住所を有し、満88歳及び満100歳を迎える高齢者に西東京市敬老金を贈呈し、敬老と長寿等を祝う。 □法律 □条例・規則 □政令・省令 □要綱・要領									
	事業の概要									
事務事業の概で	■事業概要 毎年9月上旬から中旬にかけて、88歳の方には民生委員からメッセージカードと1万円を、100歳の方には市長又は市職員からメッセージカード等を添えて5万円を戸別訪問により贈呈している。可能な限り本人に面会した上で贈呈することとし、100歳祝金については、全件を所在確認し、贈呈している。 ■過去の見直し経過平成25年度から77歳への敬老金贈呈(1万円)を廃止。									
要	■今後の見通し 高齢者人口の増加のため				である。					
	H28年(実績) 88歳 805人 100歳 33人	H29年(814人 44人	\rightarrow 8	0年(実績) 859人 → 42人	R元年(予算額) 990人 73人					
	事業開始時期 合併	以前	実施形	<mark>態</mark> ✓直営 🗌	委託 □補助 □そ	の他 ()			
	項目		単位	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (当初予算額)			
	事業費(A)			10,243	10,948	11,292	14,341			
	内 主要な経費: 報償費(敬老祝金)			9,700	10,340	10,690	13,550			
_	訳 その他: 臨時職員賃金		543	608	602	791				
事業	国庫支出金・都支出金		千円	(0	0	0			
費	源地方債			(0	0	0			
デー	その他 ((0	0	0				
タ	一般財源			10,243		11,292	14,341			
	所要人員(B)		人	0.87		0.87	0.87			
	人件費(C)=平均給与×(B)		千円	6,488	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6,727	6,878			
	総コスト(D)=(A)+(C)		千円	16,731	17,614	18,019	21,219			
	単位当たりコスト (E)=(D)/(対象者一人当たり)		千円	20	21	20	_			
	指標名		単位	28年度	29年度	30年度	今 和二左帝			
		r= 4± /±					令和元年度			
==	①88・100歳合計対象者	実績値	人	838	858	901				
評価	//比無ししも粉店本ルに対っ	実績値	ナニナトじw							
指標	《指標とした数値変化に対する要因分析など》 ①高齢者人口の増加に伴い、敬老金贈呈対象者の数も増加を続けている。 ①の内訳 28年度 88歳:805人・100歳:33人 29年度 88歳:814人・100歳:44人 30年度 88歳:859人・100歳:42人									
			✓上			で受け取れる敬老金				
事業環	他団体のサービス水準と (平均値との比較、本市の	□ 中 □ 下			りサービス水準は高					
境等	仕麸・粉似サービスの	右無	☑有	祝金以外にギフト券や祝品の贈呈が行われている。						

検証項目	判定	判定理由							
事業の必要性	普通	高齢者の敬老と長寿を祝うとともに、安否・所在確認につながる事業である。							
実施主体の妥当性	適切	市として、高齢者の敬老と長寿を祝う事業であり、代替性はない。							
事業(補助)の対象	適切	長寿を祝う節目の年齢であり適切と考える。							
事業(補助)の内容	課題有	対象者数の増加により、戸別訪問による贈呈や現金の保管といった課題がある。							
受益者負担	_	_							
事業コスト	高い	一人当たりの贈呈額の合計額(祝品相当額を含む)が26市中第5位と上位にある。							
業務負担	重い	敬老金贈呈者の増加に伴い、民生委員や職員の業務量も増加している。							
一次評価	評価の判断理由及び現状の課題など								
一継続実施☑ 改善・見直し□ 抜本的見直し□ 廃止	敬老、長素	今後の高齢者人口の増加により、事業費も右肩上がりに増加していくことが見込まれる。高齢れ 故老、長寿を祝う事業として、引き続き実施していくため、他市状況等も踏まえ改善、見直しを図 要性があると思われる。							

【二次評価】

【一次評価】								
検証項目	判定	判定判定理由						
事業の必要性	普通	高齢者の敬老、長寿等を祝う事業であり敬老金の贈呈によらない方法も検討すべきである。						
実施主体の妥当性	適正	市として、高齢者の敬老と長寿を祝う事業であり、代替性はない。						
事業(補助)の対象	適正	長寿を祝う節目の年齢であり、適切と考える。						
事業(補助)の内容	課題有	敬老金贈呈対象者の増に伴い、事業費の増加や現金管理等の課題がある。						
受益者負担	_	_						
事業コスト	高い	贈呈に係る職員の所要人員も含めコストは高いと考える。						
業務負担	重い	今後、対象者の増加に伴い、業務負担はより重くなっていくことが見込まれる。						
二次評価		評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等						
一継続実施一改善・見直し▽抜本的見直し一廃止	がっている を原則とし	は、高齢者に対し敬老と長寿等を祝うことを目的としているほか、安否・所在確認等にもつなる。敬老金の贈呈対象となる88歳・100歳人口は、今後も増加が見込まれており、戸別訪問した実施方法は、現金の管理や配布方法といった課題が出てきている。引き続き、高齢者のう事業として、継続的に実施できるよう、他市事例なども参考に、抜本的な見直しを図る必要						

【外部評価】

TALBALLIM T	
外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	今後も高齢者人口の増加により、事業費の増加が見込まれることから、他市の事例を参考とし、高齢者の長寿等を祝う事業として継続実施できるよう、現金給付から現物支給に改めるなど、事業の抜本的な見直しを図られたい。

改善の方向性・ スケジュール	◇令和元年度他自治体の状況を調査し、敬老金贈呈事業の見直し検討を行う。◇令和2年度以降検討結果を踏まえ、事業の見直しを図る。
-------------------	---

事務	8事業評価シート									
No.	事務事業名				所管部課					
8	高齢者福祉電話貸与事業 健康福祉部 高齢者支援課									
		事業の目的根拠法令等								
	一人暮らし高齢者等に福祉電話の貸与及び電話料の助成を行うことにより、高齢者の孤独感を解消することを目的とする。									
					事業の概	要				
事務事業の概要	■事業概要 (1)対象世帯 ①65歳以上の者のみで構成される世帯で、当該高齢者世帯の居宅を中心にして半径1キロメートルの範囲内の区域に、65歳以上に満たない配偶者又は2親等以内の親族が居住していないこと ②サービスを利用する年度分(4月から6月までは前年度分)の区市町村民税が非課税であること ③世帯全員が携帯電話機を使用していないこと ④サービスを利用することが必要であると市長が認めるもの (2)助成内容 ・市内転居、電話機変更、廃止などに伴う工事料金(貸与のみ) ・基本料金(回線使用料、屋内配線使用料、電話機使用料、ユニバーサルサービス料) ・通話料(月額600円限度) ・上記に係る消費税 ■過去の見直し経過 平成27年9月末で新規申請の受付を終了した。									
	事業開始時期	合併	·以前	実施形	態 ✓直営 🗌	委託 □補助 □そ	の他 ()		
	項	目		単位	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (当初予算額)		
	事業費(A)				2,849	2,364	2,095	2,430		
	内 主要な経費: 扶助費(福祉電話料助成費)				1,751	1,417	1,283	1,556		
	訳 その他: 役務費(電話料・郵便料)				1,098	947	812	874		
事業	国庫支出金・都支財	支出金		千円				31		
費	源 地方債									
デー	内 その他 (訳)							
タ	一般財源				2,849	2,364	2,095	2,399		
	所要人員(B)			人	0.10	0.10	0.10	0.10		
	人件費(C)=平均給与×(B)			千円	746		773	791		
	総コスト(D)=(A)+((C)		千円	3,595	3,130	2,868	3,221		
	単位当たりコスト (E)=(D)/ (***********************************	総件数(①+	(2))	千円	36	42	47			
			(2)							
	-	標名	中华法	単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度		
==	①年度末設置数【		実績値	件	35		23			
評価	②年度末助成数【助成】 実績値 《指標とした数値変化に対する要因分析				件 64 55 53 <u>53</u> 57 57 57 57 57 57 57 57 57 57 57 57 57					
指標	平成27年9月末で る。 近年、固定電話り	平成27年9月末で新規申請の受付を約			ことから、数値変ん	にかかる費用助成				
事	世 (福祉電話貸与)基本使用料のみ3市(うち1は新規受付停止)・基本 使用料+通話料8市・設置工事のみ1市・回線使用料のみ1市 (自己所有電話の助成)基本使用料のみ3市・基本使用料+通話料2									

事業環	他団体のサービス水準との比較 (平均値との比較、本市の順位など)	□ □ □ 下	使用料+通話料8市・設置工事のみ1市・回線使用料のみ1市 (自己所有電話の助成)基本使用料のみ3市・基本使用料+通話料2 市・回線使用料のみ1市			
境等	代替・類似サービスの有無	有 無				

検証項目	判定 判定理由				
事業の必要性	普通	固定電話を持たない低所得者の安否確認の手段にもなっている。			
実施主体の妥当性	適切	市が主体となって実施する必要があるものと考える。			
事業(補助)の対象	適切	市民税非課税世帯を対象としており、適切と考える。			
事業(補助)の内容	課題有	助成対象内容を検証する必要がある。			
受益者負担	課題有	一般家庭における必要経費でもあるため、適切な受益者負担を求める余地がある。			
事業コスト	高い	自己所有電話への助成は、実施している市が多摩26市中7市(本市含む)と少数である。			
業務負担	軽い	新規受付を停止しており、業務負担としては軽い。			
一次評価		評価の判断理由及び現状の課題など			
一継続実施☑ 改善・見直し□ 抜本的見直し□ 廃止	固定電話以外の情報伝達手段が発展してはいるが、一般的な高齢者が使いこなせるものではなく、代替措置を考慮するのは適切でない。また、市民税非課税世帯を対象としており、生活状態も市町村による定期的な関わりを必要とする者が多いため、事業の廃止は慎重に考える必要がある一方で、助成対象内容や受益者負担については見直しを図る余地があるものと思われる。				

【二次評価】

【一次評価】		
検証項目	判定	判定理由
事業の必要性	低い	事業本来の目的については一定程度達成されたものと考える。
実施主体の妥当性	課題有	市が主体的に実施する必要性は低いと考える。
事業(補助)の対象	課題有	特定利用者への助成制度となっており、継続的な実施は課題がある。
事業(補助)の内容	課題有	特定利用者への助成制度となっており、継続的な実施は課題がある。
受益者負担	課題有	一定の利用者負担を求める必要があると考える。
事業コスト	高い	限度額の設定がある通話料を除き全額公費負担となっており、コストは高いと考える。
業務負担	軽い	電話料金の支払いが主な業務となっており、業務負担としては軽い。
二次評価		評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等
一継続実施一改善・見直し一抜本的見直し▽廃止	目的とした ともに減り が経過し	ま、福祉電話の貸与及び電話料の助成を行うことにより、高齢者の孤独感を解消することを と事業であるが、既に新規申請の受付を終了し、福祉電話の貸与件数、電話料の助成件数 としている。現在は、従前からの利用者に限定した事業となっており、新規受付終了から4年 ていることや、他者との不均衡是正の観点からも、現在の利用者の利用実態や意向を丁寧 ながら、事業終結に向けた取組を進めていく必要がある。

【外部評価】

TALBABLIM T	
外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	(対象外)

【行革本部評価】

K 13 TO THE PRICE OF A	
行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し ☑廃止	新規受付の終了から一定期間が経過し、助成対象者が減少していることから、現在の利用者の利用実態や意向を丁寧に把握し、事業終結を図られたい。

	◇令和2年度以降 現在の利用者の利用実態及び意向を把握し、今後に向けた対応を図っていく。
改善の方向性・ スケジュール	

	事務事業名 「所管部課										
9	ねたきり高齢者理・美容券	\$交付事 第	業 		健康福祉部 高幽	鈴者支援課 ————————————————————————————————————					
			=	事業の目的			根拠法令等				
	る理容又は美容のサービス	ねたきりの高齢者に対して、西東京市ねたきり高齢者理・美容券を交付し、高齢者が居宅で受けられ 5理容又は美容のサービスを提供することにより、ねたきりの高齢者の衛生の確保及び当該高齢者を介 隻する者の負担の軽減を図り、もって高齢者の福祉の増進を図る。									
	事業の概要										
事務事業の概要	■対象者 65歳以上の市内在住の者で、当該者の自宅において常時臥床している状態又はそれに準じる状態であると市長が認めた者。※申請後、地域包括支援センターによる現況調査を実施 ■理・美容券の交付枚数 申請時期に応じて毎年度4枚を限度に交付する。 ■委託先 東京都美容生活衛生同業組入西東京支部及び東京都理容生活衛生同業組入西東京支部(以下「理・美容組入」と										
		以前	実施形	28年度	委託 □補助 □その 	30年度	令和元年度				
	項目		単位	(決算額)	(決算額)	(決算見込み額)	(当初予算額)				
	事業費(A)			2,782	2,767	2,490	3,070				
	内主要な経費:委託料			2,661	2,643	2,363	2,897				
古	訳 その他:郵便料他			121	124	127	173				
事業費デ	国庫支出金·都支出金 財 地方債		千円								
7	内 その他 (利用者負担金) 訳			249	241	221	260				
タ	一般財源			2,533	2,526	2,269	2,810				
	所要人員(B)		人	0.24	0.24	0.24	0.24				
	人件費(C)=平均給与×(B)		千円	1,790	1,839	1,856	1,897				
	総コスト(D)=(A)+(C)		千円	4,572	4,606	4,346	4,967				
	単位当たりコスト (E)=(D)/(利用人数	- \	~ m	22	22	22					
		,	千円			22	_				
	指標名	中华法	単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度				
-m	① 利用人数	実績値	人 #	212	205	195					
評価	② 利用枚数 《指標とした数値変化に対す	実績値	枚	446	443	396					
指標	① 利用人数は直近3ヵ年度② 利用枚数は直近3ヵ年度理・美容組合からの理・美容組合からの理・美容組合からの理・美容組合からの理・美容組合からの理・美容組合からの理・美容組合からの理・美容組合がある。	は微減値 は微減値 ≧が微減値	頂向にあるが、年度 の要因の一つと考	によって増減数に える。	幅あり。 幅あり。						
事業環境	他団体のサービス水準と (平均値との比較、本市の)		□ 上 ☑ 中 □ 下	ると対象者の範 推移は上記参り	i囲が広く、利用者	いないこともあり、多 数は多い傾向にあ 「同等。					
境等	代替・類似サービスの	有無	☑ 有	全額自己負担とはなるが、民間においても同様のサービスは提供されている。							

検証項目	判定 判定理由				
事業の必要性	高い	在宅療養者は増加傾向にあり、衛生の確保、介護者の負担軽減を図ることは必要と考える。			
実施主体の妥当性	適切	利用者の負担軽減という点では市が主体となって実施する必要がある。			
事業(補助)の対象	適切	理・美容店に訪問が困難な寝たきり高齢者を対象とした事業であり、適切と考える。			
事業(補助)の内容	適切	事業内容は他市と比較しても同等であり、適切と考える。			
受益者負担	適切	利用者負担金は多摩26市と比較し同等であり、適切と考える。(596円/1回)			
事業コスト	普通	委託単価は多摩26市と比較し同等であり、標準的なコストと考える。			
業務負担	普通	年4回の理・美容券発布時に業務負担が重くなるが、通年で見ると普通である。			
一次評価		評価の判断理由及び現状の課題など			
√継続実施□改善・見直し□抜本的見直し□廃止	の維持・向用者を取ることで在なった際(夏たきり高齢者にとって理・美容サービスを受けることで衛生の確保ができることは生活の質り上にあたり不可欠であると考える。また、理・美容師が訪問をすることで利用者の状況や利り巻く人的・物的環境等を把握することができ、必要に応じて市や包括支援センターに繋げこ宅生活を支援できると考える。今後、高齢化が進む中で、市民が長期療養や介護が必要とこ希望する住まいとして「在宅」を希望されている方が最多であることからも、本事業は継続きと考える。			

【二次評価】

【一次評価】					
検証項目	判定	判定理由			
事業の必要性	普通	在宅で受けられる理・美容サービスの必要性はあるものと考える。			
実施主体の妥当性	課題有	状況により民間が担うべきか市が主体となるべきか判断する必要がある。			
事業(補助)の対象	課題有	対象要件に収入状況を加えることも検討すべきと考える。			
事業(補助)の内容	課題有	公費負担分の経費について見直しが必要と考える。			
受益者負担	課題有	出張経費を除き、調髪等のサービス料金は利用者負担とすべきものと考える。			
事業コスト	高い	公費負担割合が高く、コストは高いと考える。			
業務負担	普通	業務負担は普通と考える。			
二次評価		評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等			
一継続実施一改善・見直し▽抜本的見直し一廃止	本事業は、ねたきりの高齢者に対し、在宅で理容又は美容のサービスを受けられるよう、理・美容組合に事業を委託し、理容・美容に係る直接的な費用と出張に要する費用を負担しているものである。在宅高齢者の増加に伴い、今後、本事業の必要性もさらに高まっていくことから、サービスの利用申請に伴う認定基準や公費負担とすべき費用の範囲、利用者負担割合を設定するなど、抜本的な見しを図る必要がある。				

【外部評価】

<u> </u>	
外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	今後は在宅高齢者の増加に伴い、事業の必要性が高まるものと見込まれることから、サービスの利用申請に伴う認定基準や利用者負担額を見直すなど、事業の抜本的な見直しを図られたい。

改善の方向性・ スケジュール	◇令和元年度 事業のあり方を検討するとともに、利用者負担額等について他自治体の状況を確認する。 ◇令和2年度 他自治体の状況を踏まえ、認定基準や利用者負担額について検討し、見直しを進める。
.,,,=	

事務	事務事業評価シート										
No.	事務事業名				所管部課						
10	身体障害者用電話貸与事	F業 ————			健康福祉部 障害福祉課						
	事業の目的										
	在宅重度身体障害者(児)に対し、電話使用料等を助成することにより、身体障害者(児)の経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。										
		E(C H) J /	<i>~~~</i>	HHJC 7 20			□条例·規則 □政令·省令				
		事業の概要									
事務	■対象者 当該年度(4月から6月までは前年度)分の市民税が非課税の世帯で、下記のいずれかに該当する者										
事	①重度心身障害者(児)日常生活用具及び設備改善給付等事業に基づく福祉電話の貸与者 ②障害が下肢、体幹、内部障害2級以上の者										
業の	②障害が下放、体料、内部障害2級以上の有 ③聴覚障害でFAXを設置している者										
概要	■補助内容										
安	・基本使用料全額(回線使 ・通話料(限度額 月700円	•基本使用料全額(回線使用料、屋内配線使用料、電話機使用料) •通話料(限度額 日700円)									
	·FAX使用料(限度額 月										
		※基本使用料・通話料の補助額は、自己所有・貸与のいずれも同額									
	※平成29年度をもって新規	見申請の労	を付を終	了している。							
	事業開始時期 合併以前		実施形	態 ✓直営 □	委託 √補助 ○その)				
	TANDIAL TAND	≫ II-3	JC#2			`	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
	項目		単位	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (当初予算額)				
	事業費(A)	· • +		747	628	576	745				
	内 主要な経費:福祉電話料助成費 訳 その他:電話料他			540	425 203	389 187	509				
事	**		千円	201	200	107	200				
業費	財 一										
	内 その他 ()										
タ	訳			747	628	576	745				
	所要人員(B)		人	0.10	0.10	0.10	0.10				
	人件費(C)=平均給与×(B)		千円	746	766	773	791				
	総コスト(D)=(A)+(C) 単位当たりコスト		千円	1,493	1,394	1,349	1,536				
	単位 ヨ/こりコスト (E)=(D)/ (設置件数)		千円	47	45	59	_				
	指標名		単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度				
		実績値	件	32	31	23					
評	②延べ助成件数	実績値	件	342	292	277					
価指	《指標とした数値変化に対す										
標	平成29年度をもつて新規申	平成29年度をもって新規申請の受付を終了したため、設置件数、助成件数ともに減少してきている。									
	他団体のサービス水準との比較 (平均値との比較、本市の順位など)		☑上	☑ 上 多摩26市中、福祉電話貸与は20市が実施、貸与電話の基本料金							
事業環境等			中	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日							
			下								
	代替・類似サービスの有無		□ 有	電話に関する	電話に関する助成はない。						

✓ 無

検証項目	判定	判定理由
事業の必要性	普通	固定電話・FAXを使い慣れた既存の利用者に配慮する必要がある。
実施主体の妥当性	適切	非課税世帯のみを対象としており、市で実施する必要がある。
事業(補助)の対象	適切	平成29年度をもって新規申請の受付を終了している。
事業(補助)の内容	適切	事業廃止に向けて新規申請の受付を終了している。
受益者負担	適切	補助限度額を超える部分は利用者負担としている。
事業コスト	普通	貸与については他市より高額であるが、自己所有については他市より低額である。
業務負担	普通	事務負担に見合った効果がある。
一次評価		評価の判断理由及び現状の課題など
√継続実施□改善・見直し□抜本的見直し□廃止	新規申認	請の受付を終了しており、既存の利用者が対象でなくなったときに事業を廃止する。

【二次評価】

1一久計画』		
検証項目	判定	判定理由
事業の必要性	低い	利用者も限定的であり、事業の必要性は低いと考える。
実施主体の妥当性	課題有	市が主体的に実施する必要性は低いと考える。
事業(補助)の対象	課題有	特定利用者への助成となっており、継続的な実施は課題がある。
事業(補助)の内容	課題有	特定利用者への助成となっており、継続的な実施は課題がある。
受益者負担	課題有	一定の利用者負担を求める必要があると考える。
事業コスト	高い	件数は少ないものの、単位あたりコストは高いと考える。
業務負担	軽い	件数も少なく業務負担は軽い。
二次評価		評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等
一継続実施□改善・見直し□抜本的見直し▽廃止	軽減を図 に減少し 間が経過	は、在宅重度身体障害者(児)に対し、固定電話使用料等を助成することで経済的負担のることを目的とした事業であるが、既に新規申請の受付を廃止し、設置件数、助成件数ともている。現在は、従前からの利用者に限定した事業となっており、新規受付終了から一定期したことや、他者との不均衡是正の観点からも、現在の利用者の利用実態や意向を丁寧にがら、事業終結に向けた取組を進めていく必要がある。

【外部評価】

TALBALLIM T	
外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	(対象外)

【行革本部評価】

TIA THE PERMITTED	
行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □焼車	新規受付の終了から一定期間が経過し、助成対象者が減少していることから、現在の利用者の利用実態や意向を丁寧に把握し、事業終結を図られたい。

	◇令和2年度以降 現在の利用者の利用実態及び意向を把握し、今後に向けた対応を図っていく。
改善の方向性・ スケジュール	

						所管部課 健康福祉部 障害福祉課		
	事業の目的 1 市内福祉団体の運営に対し経費の一部を助成し、団体の育成及び福祉の向上に寄与することを目的とする。 2 市内において、福祉団体が行う地域福祉振興事業に対し、経費の一部を補助することにより、財団法人東京都福祉保健財団から、助成を受けている団体に対して助成を行う。							
事務事業の概要	事業の概要 ■補助の概要 1 福祉団体運営費補助金 対象団体:身体障害者、被爆者、聴覚障害者、精神障害者、知的障害者等の本人や保護者等で構成され、親睦、学習活動、普及啓発活動等を行っている団体 対象経費:団体の整備拡充に要する経費、団体の管理運営に関する経費 2 地域短祉振興事業運営農補助会						で構成され、	
	項	目		単位	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (当初予算額)
事	内 主要な経費: 補	1: 消耗品費他		千円	7,494 7,490 4 3,989	7,506 7,503 3 4,002	7,517 7,512 5 4,011	7,518 7,512 6 4,012
-	所要人員(B) 人件費(C)=平均給	 (与 x (B)		人 千円	0,000	0		0
	総コスト(D)=(A)+(単位当たりコスト			千円	7,494	7,506	7,517	7,518
	単位当だりコスト (E)=(D)/(補助金交付団体数)		目体数)	千円	681	682	683	
	指 ①補助金交付団(<mark>標名</mark> 本数	実績値	単位団体		29年度 11	30年度 11	令和元年度
評価指標	実績値 《指標とした数値変化に対する要因分析など》 補助金交付団体数は変更がなく、補助金額についても、ほぼ横ばいである。							
事業環境	他団体のサーI (平均値との比較			□ 上□ 中□ 下		では多摩26市中、3 ては、今後、改めて	番目の予算規模と 調査を実施する。	なっている。 他市
境等	代替•類似+	ナービスの	 有無	□ 有			_	

検証項目	判定	判定理由
事業の必要性	普通	補助金により実施している事業が福祉の向上に寄与している。
実施主体の妥当性	適切	市が補助する必要がある。
事業(補助)の対象	課題有	補助金の効果を向上させるために改善・見直しの余地がある。
事業(補助)の内容	課題有	補助金の効果を向上させるために改善・見直しの余地がある。
受益者負担	_	
事業コスト	高い	前回調査では多摩26市中3番目の予算規模であり、コストが高くなっている。
業務負担	普通	事務負担に見合った効果がある。
一次評価		評価の判断理由及び現状の課題など
一継続実施☑ 改善・見直し□ 抜本的見直し□ 廃止	必要があ	ともに、福祉の向上に寄与するため、様々な活動を行っており、引き続き、運営を支援するるものと考えるが、補助金の支出効果をより向上させるために、補助対象団体・補助対象経しを行う必要があると考える。

【二次評価】

【一久計画】		
検証項目	判定	判定理由
事業の必要性	普通	福祉の向上に寄与する団体・事業への補助であり、必要性はあるものと考える。
実施主体の妥当性	適切	団体の運営や事業実施にあたり、市が経費の一部を補助する必要性はあるものと考える。
事業(補助)の対象	課題有	補助金交付団体の活動内容や実態を改めて検証する必要がある。
事業(補助)の内容	課題有	団体運営費補助金について、補助金交付要綱の見直しが必要と考える。
受益者負担	_	_
事業コスト	高い	補助額や補助対象経費を明確化しコスト抑制を図る必要がある。
業務負担	普通	過度な業務負担はないと考える。
二次評価		評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等
一継続実施□改善・見直し☑抜本的見直し□廃止	成し、団体基づき交換が、補助金	は、市内の福祉団体の運営や福祉団体が行う地域福祉振興事業に対し、経費の一部を助 本の育成及び福祉の向上に寄与することを目的としている。団体運営費補助金交付要綱に付する補助金については、実質、特定の団体に対する経常的な補助金となっていることか 全交付団体の活動実態などを踏まえ、補助率の設定や団体の活動に対する事業費補助へ ど、抜本的な見直しを図る必要がある。

【外部評価】

TALBABLIM T	
外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施	補助金交付団体の活動実態等を精査し、補助率の設定や団体の活動への事業費補助への移行ないません。
□改善・見直し	ど事業の抜本的な見直しを図られたい。
☑抜本的見直し	
□廃止	

改善の方向性・ スケジュール	◇令和元年度 最新の多摩26市の状況調査を実施するとともに、各補助金交付団体における事業経費の内訳などを分析する。◇令和2年度以降 調査・分析結果を踏まえ、事業の見直しを図る。
-------------------	---

事務事業評価シート

No.	事務事業名	所管部課
12	母子団体補助金	子育て支援部 子育て支援課

12	古子団体補助金 一十首で文援部 子育で文援課						
			1	業の目的			根拠法令等
	母子及び寡婦の福祉の向	上を目指す			れた母子及び寡婦	帰福祉団体に対し、	法律
	その活動を推進していくため						□条例•規則
				事業の概	要		
	■補助金交付団体						
事	母子及び寡婦福祉団体						
務事	■補助の概要						
業	○補助対象団体(下記の) ・母子及び寡婦の福祉				ステレ		
の terr	・会則又は規約を有し、					ことができる機能並	びに団体として
概要	独立した経理及び監				a. w = 1		
	・会則又は規約に、役員 ・分担金を収めている等					所属していること	
	○補助対象経費:報償費·	旅費•需月	用費・役務			771/140 (1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
	○補助金額:予算の範囲に	勺(上限額	15万円)				
	■過去の経緯						
	過去の事務事業評価に ヒアリングを行いながら、徐					態や補助金の必要	性等について
	こと リングを打ていなから、休	マに開切	金領の稲	例を図りてきて	い る。		
	事業開始時期合併	以前	実施形態	直営 🗌	委託 ☑補助 □そ	の他 ()
	項目		単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度
	-		華世	(決算額)	(決算額)	(決算見込み額)	(当初予算額)
	事業費(A)			150	86	150	150
	内 主要な経費:補助金	補助金		150	86	150	150
	尺 その他:			0	0	0	0
事	国庫支出金·都支出金		千円	75	43	75	75
業費	財: 源:地方債						
デ	内 その他 ()	-				
	訳 <mark></mark>		-	75	43	75	75
7			人	0.10	0.10	0.10	0.10
	人件費(C)=平均給与×(B)		千円	746	700	773	791
	総コスト(D)=(A)+(C)		千円	896		923	941
	単位当たりコスト		1		552	323	
	(E)=(D)/(寡婦福祉団体	会員数)	千円	25	24	37	_
	+ \- .↓ = . /		w /т	00 F #	00 F F	20/T II	人和二左座
	指標名	5 /±/±	単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度
	①寡婦福祉団体会員数	実績値	人	36	36	25	
評価		実績値	人				
指	《指標とした数値変化に対す 市内における団体数は1団		析など》 元年度の補助金交付申請事前ヒアリングにおいても会員数は減少傾向にある。				
標		4 C V 11 414	几十反小	佣功亚文门中间	手削にケック / (こ)	のいても去貝数は個	(シ 関門にめる。
			√上	1、15、13、15、15、15、15、15、15、15、15、15、15、15、15、15、	C主は採用人は六	41 ていわい 毎日	ヘナカロ マい
	 他団体のサービス水準と	他団体のサービス水準との比較				付していない。 補助 F度は、7万円から6	
事業	他団体のサービス水準との比較 (平均値との比較、本市の順位など)			□ 中 る1市も交付額は縮小傾向で今年度は、7万円から6万円に減額となっており、本市のサービス水準は高いものと判断する。			
事業環			□下				
境			┃ ┃				
等	代替・類似サービスの有無			_			
				1			

IA ====	atest = t=	distribution 1			
検証項目	判定	判定理由			
事業の必要性	低い	会員数が減少しており、事業のあり方を見直す必要がある。			
実施主体の妥当性	適切	市が補助を行うことは妥当と考える。			
事業(補助)の対象	適切	真に必要な対象者にサービスが提供できている。			
事業(補助)の内容	適切	対象経費など適切である。			
受益者負担	_	_			
事業コスト	高い	他自治体と比較して高コストである。			
業務負担	普通	事務負担相応の実施効果である。			
一次評価	評価の判断理由及び現状の課題など				
一継続実施一改善・見直し▽抜本的見直し一廃止	近隣7市の状況を聞き取りした結果、6市が実施していないことや残る1市も縮減の方向性であると、また、母子・寡婦団体の近況を聞き取りしたところ、会員数も減少しており、団体活動の参加も少くなってきている。これらの状況を総合的に判断すると、見直しが必要と考える。				

【二次評価】

1一久計画』				
検証項目	判定理由			
事業の必要性	低い	一定の目的をすでに果たしており、必要性は低いものと考える。		
実施主体の妥当性	課題有	市としての支援のあり方を検討する必要がある。		
事業(補助)の対象	適切	補助対象要件を満たした母子及び寡婦福祉団体であり適切と考える。		
事業(補助)の内容	課題有	市としての支援のあり方を検討する必要がある。		
受益者負担	_	_		
事業コスト	高い	他自治体と比較し補助金額が多い。		
業務負担	普通	補助金交付対象団体が1団体であるため、負担とはなっていない。		
二次評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等			
一継続実施一改善・見直し一抜本的見直し▽廃止	その対象ており、以	は、母子及び寡婦福祉団体に対する活動経費の一部として創設された補助制度であるが、は現在1団体のみとなっている。 補助金の趣旨等に鑑みると、一定の目的をすでに果たし は後、制度継続を図る理由はないものと考える。今後、補助対象団体との間において補助内 をあらためて確認し、制度廃止に向けた検討が必要である。		

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
	本事業は、母子及び寡婦団体に対する活動経費の一部を補助する制度として創設されたものであるが、その後の利用実態を考慮すると、廃止が妥当である。事業の廃止に向けては、補助金交付団体の意向を丁寧に確認し、対応を進められたい。

T-40 CONTINUE	N// 101
改善の方向性・ スケジュール	 ◇令和元年度 補助金廃止に向けて交付団体と協議するとともに、補助要綱を改正する。 ◇令和2年度 補助額を現行の1/2に削減する。 ◇令和3年度 補助金を廃止する。

No.	事務事業名	所管部課
13	子育て広場事業	子育て支援部 子ども家庭支援センター

13	子育て広場事業 子育て支援部 子ども家庭支援センター									
]	事業の目的			根拠法令等		
	子育ての支援を行	子育て中の保護者同士の交流の機会を作ることにより、育児の疲れを癒し、子育ての不安を解消し、 子育ての支援を行う。 根拠法令等…西東京市子ども家庭支援センター事業実施要綱 西東京市住吉会館条例(のどか広場)、西東京市コール田無条例(ピッコロ広場) 図案網・要領								
		事業の概要								
事務事業の概要	※本市では、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	子の大学では、大学のでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	場の援助の援助の援助の援援として、場が、のに他当が(の歳~はも会社のとは、は、と社会とは、とは、とは、とは、とは、といる。と、と、と、と、と、、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	を と交流の促進 0実施 5講習等の実施(月1回以上) 或子育て支援センター(保育園内)、児童館を含め全18箇所で実施している。 子育てひろば 場)、コール田無(ピッコロ広場) 誕生日の前日まで)の乳幼児とその保護者等						
	事業開始時期	合併	以前	実施形	<mark>態</mark> ✓直営 🗌	委託 □補助 □そ	の他 ()		
	項	目		単位	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (当初予算額)		
	事業費(A)				13,855	13,292	13,395	14,121		
	内 主要な経費:報酬				10,439	10,394	10,354	10,765		
事	訳 その他: 臨時職員賃金他				3,416	,	,	3,356		
業費	国庫支出金・都支出金 財 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			千円	7,956	8,147	8,126	8,416		
タ	訳				5,899	5,145	5,269	5,705		
	所要人員(B)			人	0.20	0.20	0.20	0.20		
	人件費(C)=平均給与×(B)			千円	1,492	1,532	1,546	1,581		
	総コスト(D)=(A)+((C)	C)		15,347	14,824	14,941	15,702		
	単位当たりコスト									
	(E)=(D)/(乔	引用者数①	+(2))	千円	0.3	0.3	0.3			
	指	標名		単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度		
	①のどか広場利用	用者数	実績値	人	27,734	25,481	26,249			
評価	②ピッコロ広場利		実績値	人	31,117	27,328	25,885			
価指標	《指標とした数値変化に対する要因分 広場事業の利用者数は、各年度に対 広場については、利用者が減少傾向に			さける周		保育所入所率等	に影響されるものと	考えるが、ピッコロ		
事業環	他団体のサービス水準との比較 (平均値との比較、本市の順位など)			□ 上 近隣7市の状況としては、7市ともに子育て広場または保育所、児童 館等を活用し、少ないところで5箇所、多いところでは11箇所で地域子 育て支援拠点事業を実施している。						
境等	代替・類似サービスの有無			☑ 有						

検証項目	判定	判定理由		
事業の必要性	普通	子育て家庭の支援として不可欠ではあるが、社会情勢の変化で影響される事業である。		
実施主体の妥当性	適切	しつけ講座や栄養相談等の教育的対応、関係機関へのつなぎなど、公的な役割を果たす。		
事業(補助)の対象	適切	0歳から3歳児とその保護者等を対象とした設備のため現状維持が適当と考える。		
事業(補助)の内容	適切	安全な広場運営のため、現在の事業内容や運営体制は適切と考える。		
受益者負担	_	_		
事業コスト	安い	再雇用嘱託員として定年退職した保育士等の人材を活用し、コスト軽減を図っている。		
業務負担	軽い	経験豊富な職員が業務を実施しているため、負担は少ない。		
一次評価		評価の判断理由及び現状の課題など		
✓継続実施□改善・見直し□抜本的見直し□廃止	より、保育は、子育つ	1日3名の職員体制は、事業実施にあたり、最低限必要な人数であるが、待機児童対策等の取組しより、保育園等の入所者数が増加したことから、子育て広場事業の利用者は減少してきている。今後は、子育て広場と同様の「地域子育て支援拠点事業」を実施している地域子育て支援センター(保育園内に設置)及び児童館の動向も踏まえ、事業の位置づけを見極める必要がある。		

【二次評価】

【一久时间】		
検証項目	判定	判定理由
事業の必要性	普通	増減はあるものの一定の利用があり、事業の必要性はあると考える。
実施主体の妥当性	適切	相談や支援につなげる必要もあるため、市が主体となって実施する必要がある。
事業(補助)の対象	適切	広く乳幼児と子育て世代を対象とした事業であり適切と考える。
事業(補助)の内容	課題有	市内に地域子育て支援拠点事業を実施する施設が多く存在するため、整理が必要と考える。
受益者負担	_	_
事業コスト	普通	土日の広場開設にも対応した人員を確保しており、コストはかかっている。
業務負担	普通	開設日数は多いが、職員1人当たりの業務負担としては標準的なものと考える。
二次評価		評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等
一継続実施☑ 改善・見直し□ 抜本的見直し□ 廃止	児童館に 所と他自? いるが、ヒ	ま、ピッコロ広場、のどか広場の他、公立保育園内に設置された地域子育で支援センターやおいても「地域子育で支援拠点事業」として広場事業を実施しており、設置数としては18箇份体と比較しても多い状況にある。当該子育で広場は施設の休館日を除き土日も開設して。プリロ広場については近年利用者が減少傾向にあるため、将来的な整理・統合も見据え、や利用実態等を踏まえ、効果的な開設日や開設時間を検証するなど、改善・見直しを図るる。

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	本市の地域子育て支援拠点事業は他市に比べて充足している状況にあると考えられる。そのため、 事業を実施する各施設の特性や利用実態、配置バランス等の検証を踏まえ、将来的な整理・統合を 見据えつつ、開設日や開設時間の見直しを含めて、事業の効率的・効果的な実施に向けた抜本的 な見直しを図られたい。

【改善の方向性・スケジュール】

◇令和2年度 より効率的な事業運営となるよう、時間別の利用状況調査の実施や地域子育て支援拠点事業全体の適 正配置を検討する。 ◇令和3年度 令和2年度の取組を踏まえた対応を行う。

事務	8事業評価シート		
No.	事務事業名	所管部課	
14	リレーマラソン大会	生活文化スポーツ部 スポーツ振興	課

	事業の目的		根拠法令等

事業の概要

✓ 要綱・要領

■事業概要

事 業

の

概

リレーマラソン大会は、平成27年度に多摩北部圏域5市で実施する多摩六都事業としてスタートした。 平成29年度からは本市の単独事業となり、西東京市体育協会に委託して事業を実施している。

■リレーマラソンの概要

会場及びコース:都立小金井公園内、周回コース 計42.195km(1周約2km)

参加資格:小学生以上の健康な方で、1周(約2km)を完走できる方

競技内容: たすきによるリレーマラソン(42.195km) 募集チーム数:1チームにつき4~10人で合計100チーム

参加費:5,000円/1チーム

事業開始時期	平成29年度	実施形態	□直営 □委託 □補助 □その他	()

	項目	単位	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (当初予算額)
	事業費(A)			2,500	2,500	2,500
	内 主要な経費: 委託料			2,500	2,500	2,500
	訳 その他:		0	0	0	0
事業	国庫支出金・都支出金			1,250	1,250	
事業費デ	○ 財: ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
デ	内 その他 (スポーツ振興基金)					2,500
タ	一般財源		0	1,250	1,250	0
	所要人員(B)			0.20	0.20	0.20
	人件費(C)=平均給与×(B)		0	1,532	1,546	1,581
	総コスト(D)=(A)+(C)		0	4,032	4,046	4,081
	単位当たりコスト					
	(E)=(D)/ (参加チーム数)		_	35	31	_

	指標名		単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度
	①参加人数	実績値	人	_	1,000	1,132	
評		実績値	チーム	_	116	131	
価 指			析など》				

- ①参加人数は増加傾向にある。
- ②参加人数の増加に伴い参加チーム数も増加しており、リレーマラソンが参加者に浸透してきていることが推測される。

事業環	他団体のサービス水準との比較 (平均値との比較、本市の順位など)	上 中 下	他団体での類似事業は、非常に少ないと思われる。 参加人数・チーム数が増加していることからも市民ニーズに合った事業であり、市民の満足度も高いものと考える。
境等	代替・類似サービスの有無	有 無	

検証項目	判定	判定 判定理由						
事業の必要性	普通	事業を実施することで市民交流を深めることができる。						
実施主体の妥当性	課題有	体育協会を中心とする実行委員会方式での開催などを検討する余地がある。						
事業(補助)の対象	適切	広く市民を対象とした事業となっており適切である。						
事業(補助)の内容	課題有	効率的な運営に向けて検証を行う必要がある。						
受益者負担	課題有	事業コストを考えると、チーム参加費の見直し等も検討の余地がある。						
事業コスト	高い	他自治体との比較はできないが、職員人件費を含めると、コストはかかっている。						
業務負担	重い	事前調整や当日の大会運営等、業務負担は重い。						
一次評価		評価の判断理由及び現状の課題など						
一継続実施☑ 改善・見直し□ 抜本的見直し□ 廃止		ラソン大会については参加人数も増加傾向にあり、市民に好評であることから、事業の廃止 ものと考える。今後はコストの削減や実施方法の見直しを図りたい。						

【二次評価】

【一次評価】		
検証項目	判定	判定理由
事業の必要性	普通	多様な市民が参加・交流できるスポーツイベントとして定着してきている。
実施主体の妥当性	課題有	指定管理者や体育協会の自主事業とすることで、さらなる展開が期待できる。
事業(補助)の対象	適正	広く市民を対象とした事業であり、適切と考える。
事業(補助)の内容	課題有	効率的・効果的な実施方法を検討する必要がある。
受益者負担	課題有	市外参加料金の設定など、改善・見直しの必要がある。
事業コスト	高い	職員負担の軽減により人件費コストは抑制できるものと考える。
業務負担	重い	事前調整や当日の運営など、職員の業務負担は重いと考える。
二次評価		評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等
一継続実施☑ 改善・見直 し□ 抜本的見直 し□ 廃止	応援都市委託していた、参加対ら、今後に	は、友人や会社の仲間等によるチーム制のスポーツイベントとして、定着しつつあり、「健康」 西東京市としてふさわしい事業内容といえる。現在は、本市の単独事業として、体育協会へ 事業を実施しているが、より効率的で効果的な実施方法についても検討する必要がある。ま 対象者は、市内在住・在学・在勤者のみならず、近隣自治体からの参加も認めていることか は参加区分に応じた参加費を設定するなど、自主財源の確保に努めるとともに、広域化に向 討を行い、新たな補助制度活用の可能性についても探っていく必要がある。

【外部評価】

TALBILLIM T	
外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	本事業は、市単独事業への移行後も市内在住・在学・在勤のみならず、近隣自治体からの参加も認めていることから、参加区分に応じた参加費の設定や広域連携事業として、再実施の可能性を検証するほか、効率的・効果的な実施方法を検討し、事業の改善・見直しに努められたい。

【改善の方向性・スケジュール】

◇令和2年度 広域連携事業として再実施の可能性を調査・検証するほか、市内・市外の参加区分に応じた参加費の 設定や業務負担の軽減に資する取組などを検討し、事業の改善見直しを図る。

15	中小企業共済事業費 生活文化スポーツ部 産業振興課								
				づき納付			ことにより、中小企業 の振興を図ることを		
	的とする。 								
_	【対象者】				争未の概	安			
事務事業の	市内に事業所又 企業退職金共済 共済掛金を完納し	事業本部と しているもの	:締結し、ま				契約を勤労者退職₫ :1月から12月までの		
概要	概							ない場合におい	
	事業開始時期	平成1	3年度	実施形態	態 □直営 □	委託 ☑補助 □そ	の他 ()	
	項	目		単位	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (当初予算額)	
	事業	費(A)			3,851	3,998	3,780	4,794	
	内 主要な経費: 共		力金		3,851	3,998	3,780	4,794	
	訳 その他: な				0	0	0	0	
事業	国庫支出金・都多財	支出金 		千円					
	系 源 地方債 内 その他 (
 タ	訳 一般財源				3,851	3,998	3,780	4,794	
У.	所要人員(B)			人	0.08	,	,	0.08	
	人件費(C)=平均給	·与×(B)		千円	597			632	
	総コスト(D)=(A)+(C)		千円	4,448	4,611	4,399	5,426	
	単位当たりコスト								
	(E)=(D)/ (補助対象者	首数)	千円	5	5	5	_	
	指	標名		単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	①補助事業所数		実績値	件	150	156	153		
評価	②補助対象者数	-	実績値	人	852	893	896		
指	《指標とした数値》 補助対象者数に				済機構からの情報	服提供により、加入	している被共済者の	Oうち、補助対象と	
標	補助対象者数については、勤労者退職金共済機構からの情報提供により、加入している被共済者のうち、補助対象なる者のリスト及び本市要綱の基準を満たす者を照らし合わせて決定している。 新規加入者数が補助終了者数を上回るため、補助対象者数は増加傾向にある。							,	
				✓ 上			9市(八王子市、武		
車	世 他団体のサービス水準との比較			□中			国分寺市、多摩市たり500円の補助は		
業	(平均値との比較	、本市の	順位など)	□下	は1市、480円	は1市、1,000円補	助は1市、その他独		
事業環境					市となっている		生土 本土 本土 本土 本土 本土 本土 本土	战95年度がたって	
等	代替・類似サービスの有無			□ 有 ☑ 無	田無市中小企業従業員退職金等共済事業は、平成25年度をもって 制度を終了している。				

E SCHILIM'S						
検証項目	判定	判定理由				
事業の必要性	普通	緊急性は低いものの、市内事業者の福祉の増進は必要であると考えられるため。				
実施主体の妥当性	適切	退職金掛金の補助は民間、NPOでは実施していない。				
事業(補助)の対象	適切	加入促進という観点から、加入後3年の期限付きで補助することは適切である。				
事業(補助)の内容	適切	月の掛金が5,000円以上のケースが多く、その割合からしても適切と考えられる。				
受益者負担	_	_				
事業コスト	普通	他自治体と比較して妥当な範囲と考えられる。				
業務負担	重い	所要人員は少ないが、他の業務と実施時期が重なるため、負担は重いと考えられる。				
一次評価		評価の判断理由及び現状の課題など				
☑継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	平成26年度の事務事業評価にて「改善・見直し」となった事業である。事務の効率化を図るなどし結果、所要人員は0.13→0.08となった。市内中小企業の保護・育成の観点から、事業の必要性はると考えられる。しかし、前年の掛金支払いの実績に基づき補助するため、申請・交付等の事務が度末に集中し、業務負担は重いと考えられる。今後、外部団体へ委託するなどの手法も含めて検討つつ、事業については継続実施が必要と判断する。					

【二次評価】

1一久町間1						
検証項目	判定	判定理由				
事業の必要性	普通	事業の目的は理解できるが、必要性については検討する必要がある。				
実施主体の妥当性	適切	市以外、実施主体となりえない。				
事業(補助)の対象	適切	共済制度に新規加入した従業員のいる中小企業を対象としており適切と考える。				
事業(補助)の内容	課題有	他自治体と比較して、一人当たりの補助額が多くなっている。				
受益者負担	_	_				
事業コスト	課題有	加入者数の増加に伴い、事業コストも増加傾向にある。				
業務負担	重い	特定時期に業務が集中するため負担が重くなる。				
二次評価		評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等				
一継続実施☑ 改善・見直し□ 抜本的見直し□ 廃止	中小企業退職金共済制度は、中小企業で働く方々の福祉の増進を図り、中小企業の振興に寄することを目的とした国の退職金制度であり、本市では、事業主の負担する共済掛金の一部を助成でいる。市内中小企業における雇用確保や就労環境の整備に向けた取組を支援することは重要とえるが、事業開始以降、補助内容の見直しが行われていないため、他自治体の事例等を参考に有額や補助期間などを検証し、改善・見直しを図る必要がある。					

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	中小企業における福利厚生の充実は2019年3月に策定した産業振興マスタープラン後期計画においても「就労環境の整備」として主要な施策として位置付けている。事業開始以降、補助内容の見直しが行われていないことから、他市事例等の調査・研究を踏まえ、補助額や補助期間などを検証するとともに、補助金の交付事務の効率化も含めて、事業の改善・見直しを図られたい。

TAY III AND	****
改善の方向性・ スケジュール	◇令和元年度 同様の制度を実施している他市の最新の補助額や補助期間、対象事業者数、事務処理の方法等について調査を実施する。 ◇令和2年度 他市の調査結果を踏まえ、事務処理の効率化等について検討を進める。

事務事業評価シート

	~ u	所管部課
16 協働打	推進事業(市民協働推進センター運営委託事業)	生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課

			3	事業の目的			根拠法令等		
	市やNPO等市民活動団体(特定非営利活動法人、非営利の市民活動団体その他営利を目的としない団体)との様々な主体による連携のもとに、支え合いの仕組み及び地域における市民活動に関するネットワークを構築するとともに、それぞれの長所や特徴を活かしながら事業を進めることで、協働によるまちづくりを推進することを目指す。								
	事業の概要								
事務事業の概要	務事業の								
	事業開始時期 平成2	11年度	実施形態	態 □直営 ☑	委託 □補助 □そ	の他 ()		
	項目		単位	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (当初予算額)		
	事業費(A)			16,640	15,052	15,290	15,450		
	内 主要な経費: 委託料			16,640	15,052	15,290	15,450		
	訳 その他: なし			0	0	0	0		
事業	国庫支出金·都支出金		千円						
費	財: 源:地方債								
デー	内 その他 〔)							
タ	一般財源			16,640	15,052	15,290	15,450		
	所要人員(B)		人	0.55	0.55	0.55	0.55		
	人件費(C)=平均給与×(B)		千円	4,102	4,214	4,253	4,348		
	総コスト(D)=(A)+(C)		千円	20,742	19,266	19,543	19,798		
	単位当たりコスト								
	(E)=(D)/ (実施事業	数)	千円	432	410	782	_		
	指標名		単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度		
	①実施事業数	実績値	事業	48	47	25			
評	②ゆめこらぼ登録団体数	実績値	団体	159	173	179			
価指標	《指標とした数値変化に対す ①実施事業数については、 育成事業として「NPOパワープ」、「まちづくり円卓会議」 ②ゆめこらぼ登録団体数に	業内容等 座」等の :実施した	講座の実施や、地 こ。						
事業理	他団体のサービス水準との比較 (平均値との比較、本市の順位など)		□ 上 ☑ 中 □ 下	Þ.					
環境等	代替・類似サービスの有無		□ 有		_				

検証項目	判定判定						
事業の必要性	普通	地域課題が多様化しているなかで、協働の必要性が高まっている。					
実施主体の妥当性	適切	市とNPO等市民活動団体が協働で実施主体となる事業である。					
事業(補助)の対象	適切	広くNPO等市民活動団体等を対象としている。					
事業(補助)の内容	適切	様々な主体との協働により地域課題を解決し、市民サービスの向上を図っている。					
受益者負担	_						
事業コスト	普通	普通 大幅な増はないが、センター運営に係る人件費は増加傾向にある。					
業務負担	普通	普通 事務負担相応の実施効果である。					
一次評価		評価の判断理由及び現状の課題など					
☑継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	難しい状況が求めらる協働推進	の多様化や少子高齢化などが進み、従来の公共サービスでは市民ニーズに対応することが 況となっているなかで、協働のまちづくりを推進することにより市民サービスの向上を図ること れている。令和元年度は、市民活動団体との協働の基本方針の見直し作業を進めており、 に向けた環境整備を図るほか、市民協働推進センター運営委託事業については、NPO等 団体のレベルアップやNPO等市民活動団体同士の連携を図る取組等を行っていく予定で					

【二次評価】

1一久計画』						
検証項目	判定	判定理由				
事業の必要性	普通	協働によるまちづくりの推進のため、継続して実施することが望ましい。				
実施主体の妥当性	適切	市とNPO等市民活動団体が協働で実施主体となる事業である。				
事業(補助)の対象	適切	広くNPO等市民活動団体等を対象としている。				
事業(補助)の内容	課題有	基本方針の見直し作業と併せて、より効果的・効率的な委託事業となるよう検討が必要である。				
受益者負担	_	_				
事業コスト	高い	委託料のうち、センター運営に係る人件費が増加傾向にあり、運営体制の見直しが必要である。				
業務負担	普通 事務負担相応の事業効果である。					
二次評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等					
一継続実施☑ 改善・見直し□ 抜本的見直し□ 廃止	本事業は、市民協働推進センター「ゆめこらぼ」が中心となり各種事業を展開しており、当該センター事業は業務委託により実施している。現在、毎週日曜日及び年末年始を除き、祝祭日も含めた多くの期間をセンター事業の実施日としていることから、センターの利用実態を検証し、委託すべき業務内容、各種事業の実施時期・期間等を精査の上、センター開設日のあり方を含め、適正な委託業務の範囲を検討する必要がある。					

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	(対象外)

【行革本部評価】

改善の方向性・

スケジュール

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	市民協働推進センター「ゆめこらぼ」の利用実態を検証し、委託業務の内容や各種事業の実施時期・期間を精査した上で、開設日の見直しを含めて、適正な委託業務となるよう事業の改善・見直しを図られたい。

【改善の方向性・スケジュール】

◇令和元年度(12~2月) 次期委託業者選定のためプロポーザル協議による業者選定を実施する。事業内容については、センター業務の実施日時のほか、人材・団体育成事業、地域連携促進事業等の検証を行い、次期事業者との協議の中で精査していく。 ◇令和2年度

利用実態を踏まえ、事業内容等を精査していく。

	事務事業評価シート									
No.	事務事業名			所管部課						
17	生垣造成補助金			みどり環境部 みどり公園課						
事業の目的						根拠法令等				
	生垣を造成しようとする者に対し、生垣の造成に必要な経費の一部を補助することにより、宅地と道路 □法律									
	との接道部の緑化を推進するとともに併せてブロック塀、万年塀等の倒壊による災害の発生を防止する									
	ことを目的とする。						□政令・省令			
	事業の概要									
事	補助金の交付の対象となる生垣は、次の各号に該当するもの									
務重	(1) 市内において新たに生垣を設置するもの (2) 生垣用の樹木の高さが、80センチメートル以上あること。									
事業	(3) 生垣の総延長が2メートル以上あること。 (4) 地表から60センチメートル以上の高さの既存のブロック塀、万年塀等を撤去して生垣に改造するもの。									
の概		1700	*^/回じゃ	/プダム1子Vファ ロンテッカ	ト、刀 十分 寸で 11以上	50(工型に以近)	<i>⊅</i> ₽∿ [∞]			
要	補助金の交付の額 予算の範囲内において、	炉の冬号	に定める	4婚が其淮に管定。	ナス ただし 珥に	生垣の告成▽けブ	ロッカ堀竿の樹土			
	に要した実費が、当該各号	子により算え	定した額	に満たないときは、	当該実費相当額	を補助金の交付額	とする。			
	(1) 生垣の造成に対する 限度とする。	5補助金額	i は、2メ	ートルを超えるもの	につき1メートル当	áたり10,000円。たた	ごし、30メートルを			
	(2) 既存ブロック塀、万 ^年	丰塀等の惰	放去に対	する補助額は、1>	ペートル当たり6,000)円。ただし、30メー	トルを限度と			
	する。									
	W DD 1 (st Hz	· •	15 m/	<u> </u>			,			
	事業開始時期 合併	以前	実施形	<mark>態</mark> □直営 □	委託 ☑補助 Ⅲその	の他 ()			
	項目		単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度			
			7	(決算額)	(決算額)	(決算見込み額)	(当初予算額)			
	事業費(A)			524	354	579	1,248			
	内 主要な経費:補助金			524	354	579	1,248			
	訳 その他: なし			0	0	0	0			
事業	国庫支出金·都支出金 財::::::::::::::::::::::::::::::::::::		千円	0	0	0	0			
費	源 地方債			0	0	0	0			
ĺ	内 その他 (訳)		U	U	U	U			
タ	一般財源			524	354	579	1,248			
	所要人員(B)		人	0.22	0.22	0.22	0.22			
	人件費(C)=平均給与×(B)		千円	1,641	1,686	1,701	1,739			
	総コスト(D)=(A)+(C)		千円	2,165	2,040	2,280	2,987			
	単位当たりコスト (E)=(D)/(助成件数	<i>t</i> т)	千円	541	408	456	_			
	指標名		単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度			
	①助成件数	実績値	件	4	5	5				
評価	②造成延長	実績値	m	48	43	65				
指	《指標とした数値変化に対す 緑化推進のため生垣設置を				!にかかる費用・労	カがフェンス等に比	べ多いため、生			
標	垣設置の助成件数が伸び悩			以巨仪~//压/,日·ユ		/1// / / / / / / / / / / / / / / / /				
			✓ L	多摩26市中、	19市で生垣助成(うちブロック塀撤去	助成実施は16			
車	他団体のサービス水準と			市)制度があり、	1mあたりの助成金	金額は、3,000円~	14,000円となって			
事業	【(平均値との比較、本市の》	順位など)		ー もり、四木が印は上世にのる。 かうくい 印が、1111のパウ (切成並領を						
環境				庭木、屋上、壁面等の緑化に対して助成を行っている自治体もあ						
等	代替・類似サービスの	代替・類似サービスの有無		有 る。						

無

検証項目	判定	定 判定理由						
事業の必要性	普通	身近なみどりを保全するために必要である。						
実施主体の妥当性	適切	助成制度を推進するには市が主体となることが必要である。						
事業(補助)の対象	課題有	助成制度の更なる推進のため見直す必要がある。						
事業(補助)の内容	課題有	助成制度の更なる推進のため見直す必要がある。						
受益者負担	_							
事業コスト	普通	普通 助成額としては、他市等と大きな差はない。						
業務負担	重い 助成1件に対する事務負担は大きいが、現在は件数が少ないため実施効果が少ない。							
一次評価		評価の判断理由及び現状の課題など						
一継続実施☑ 改善・見直し□ 抜本的見直し□ 廃止	ていくには るなど、助	助成要件は、緑化と防災の両方の目的を満たしていなければいけないが、緑化推進を図っま、防災の用件をなくし、生垣だけでなく、壁面緑化や屋上緑化など緑化に対する助成とす 可成要件の緩和等の見直しが必要となる。ただし、地震等でのブロック塀倒壊事故など防災 課題があるので、防災対策は緑化推進とは別に助成制度の創設などが必要と考える。						

【二次評価】

【一久計画】						
検証項目	判定理由					
事業の必要性	普通	民有地の緑化推進に寄与する事業である。				
実施主体の妥当性	適切	市が主体となって実施すべき事業である。				
事業(補助)の対象	課題有	助成制度の更なる推進のため見直す必要がある。				
事業(補助)の内容	課題有	事業内容は適切であるが、より効果的な制度周知を検討する必要がある。				
受益者負担	_	_				
事業コスト	普通	助成額としては、他自治体と大きな差はない。				
業務負担	重い	補助金交付に係る事務処理が中心であるが、業務負担の軽減を目指し、効率化を図る必要がある。				
二次評価		評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等				
一継続実施☑ 改善・見直し□ 抜本的見直し□ 廃止	よる災害の 件程度と 画後期基 で、本事	金は、生垣の造成による緑化の推進及びブロック塀、万年塀等を生垣にすることで、倒壊にの発生を防止することを目的としている。この間の生垣造成による助成件数の実績が年間5なっており、直近5か年平均でも予算の執行率が50%を下回っている。当該事業は、総合計本計画の成果指標であること、また、昨今の地震によるブロック塀等の倒壊が懸念される中業の果たす役割は大きいものと考える。今後は、市報、ホームページでの制度周知だけでな等を活用の上、関係する施工事業者にも周知を行い、さらなる制度周知を図られたい。				

【外部評価】

<u>【7F司P計1Ⅲ】</u>	
外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	(対象外)

【行革本部評価】

FINELL HINNE	
行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 ☑改善・見直し □抜本的見直し □廃止	本事業は、民有地の緑化と災害発生の防止を目的としていること、また、総合計画後期基本計画の成果指標でもあることから、引き続き推進が求められる。 今後は、事業の効果的な運用に向けて補助内容の改善・見直しを図るとともに、より一層の制度周知に努められたい。

改善の方向性・ スケジュール	◇令和元年度 庭木、屋上、壁面等の緑化に対して助成している近隣市の実態等を調査し、本市の現状に即した事業 内容について検討する。 ◇令和2年度 調査結果を踏まえ、事業の見直しを検討し今後の方針を決定する。
-------------------	--

事剂	事務事業評価シート						
No.	事務事業名	所管部課					
18	環境学習推進事業(環境フェスティバル)	みどり環境部 環境保全課					
	事業の目的		根拠法令等				

事業の概要

□政令•省令 ■要綱•要領

【日時·場所】

務 事

業

の

概 要 5月最終日曜日 午前10時~午後3時 西東京いこいの森公園(ボール広場、セミナールーム)

【テーマ】毎年テーマを掲げてテーマに沿った展示等を行う。

- ・令和元年度:~私たちがつくる、SDGsで持続可能な世界~
- ・平成30年度:~未来につながる、私のエコ宣言!~

【出展内容】全18ブース

◎環境保全課:5ブース(本部・パネル展示・スーパーボールすくい・食品ロススタンプラリー・アニマルライド)

✓直営 ✓委託 □補助

その他

(

一部委託

)

◎ごみ減量推進課:1ブース(資源物戸別収集PR)

平成19年度

◎事業者:12ブース

事業開始時期

・西東京市自転車組合田無班:リサイクル自転車の抽選販売

実施形態

- ・西東京市地域猫の会:猫の譲渡会
- ・田無緑化組合: 寄せ植え講習 等

	項目	単位	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (当初予算額)
	事業費(A)		904	900	1,260	1,401
	内 主要な経費:委託料		753	720	960	1,242
	訳 その他: 需用費他		151	180	300	159
事業	国庫支出金・都支出金	千円				
事業費デ	源 波 <mark>地方債</mark>					
	内 その他 ()					
タ	一般財源		904	900	1,260	1,401
	所要人員(B)	人	0.29	0.29	0.29	0.33
	人件費(C)=平均給与×(B)	千円	2,163	2,222	2,242	2,609
	総コスト(D)=(A)+(C)		3,067	3,122	3,502	4,010
	単位当たりコスト					
	(E)=(D)/ (来場者数(約))	千円	1.0	0.9	0.9	_

	指標名		単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度
	①来場者数(約)	実績値	人	3,000	3,500	3,800	
評価	②出展事業者数(庁外)	実績値	団体	9	8	9	

《指標とした数値変化に対する要因分析など》 指

来場者数は年々、増加している。令和元年度は①来場者数:約4,600人、②出展事業者数(庁外)12団体であった。

事業環	他団体のサービス水準との比較 (平均値との比較、本市の順位など)	□ 上 ☑ 中 □ 下	環境レンジャーなどのキャラクターを用い、環境フェスティバルを 行っている自治体もある。
境等	代替・類似サービスの有無	☑ 有	同日、同会場にてアースデーが開催されている。

検証項目	判定	判定理由					
事業の必要性	普通	目的をある程度達成している。他の形態に変更できる。					
実施主体の妥当性	適正	民間における同種の事業もあるが、市としても環境学習の推進に取り組む必要がある。					
事業(補助)の対象	適正	広く西東京市民を対象としており、適正と考える。					
事業(補助)の内容	課題有	本来目的である環境学習に結びつきにくい面も見受けられる。					
受益者負担	_						
事業コスト	高い	内容の充実に伴い、事業コストは増大している。					
業務負担	重い	現在の職員体制では、現状規模の事業実施は事務負担が重い。					
一次評価		評価の判断理由及び現状の課題など					
一継続実施☑ 改善・見直し□ 抜本的見直し□廃止	とは必要さた。スタン印が目的	経イベントによって、楽しく環境意識を深め、自主的な環境保全活動への参加を促進すること考える。来場者数は毎年、増加してきており、出展事業者数も令和元年度は12団体となっプラリーを実施し、より多くのブースで環境について学ぶ機会を作っているが、スタンプの押となり、環境学習という本来目的に結びつきにくい面も見受けられることから、環境フェスティの方を見直し、効率的・効果的な手法での実施を検討したい。					

【二次評価】

1一次計画2						
検証項目	判定 判定理由					
事業の必要性	普通	環境意識の醸成に資する事業である。				
実施主体の妥当性	課題有	市が主体となって現状規模の環境イベントを実施する必要性は低いと考える。				
事業(補助)の対象	適切	広く西東京市民を対象としており、適正と考える。				
事業(補助)の内容	課題有	より効果的な環境意識の醸成につながるよう、改善・見直しを図る必要がある。				
受益者負担	_	_				
事業コスト	高い	委託料が増加傾向にあり、事業規模を見直す必要がある。				
業務負担	重い	実施内容の見直しと併せて、職員の業務負担についても軽減を図る必要がある。				
二次評価		評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等				
一継続実施一改善・見直し√抜本的見直し一廃止	引き続き、 考える。- ベント規模	よ、参加者も増加しており、市民の環境意識の醸成に一定の効果を果たしていることから、 同様の取組を継続し、自主的な環境保全活動への参加を促進していく必要性はあるものと -方で、民間主体でも同種の事業が展開されていること、また、事業費が増加傾向にあり、イ 莫の拡大に伴い事務負担も増えてきていることを踏まえると、本事業の目的の達成に向けて 場所や内容等を改めて検証し、より効率的で効果的な事業となるよう再構築する必要があ				

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□□改善・見直し	環境フェスティバルは、出展ブースの増加に伴う委託料の増加や職員の業務負担といった課題があることから、現状の実施方法について抜本的に見直す必要がある。具体的には、西東京いこいの森公園の指定管理者のノウハウの活用、公教育における環境学習との連携強化、関連企業の協力・協賛による収入の確保など経費の削減や業務負担の軽減を図りつつ、より効率的かつ効果的な事業となるよう様々な観点から見直すべきと考える。

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
一継続実施一改善・見直し√抜本的見直し一廃止	環境学習の推進に係る予算の多くをイベント開催に充てるのではなく、あらゆる機会を通じて意識 啓発の場を提供できるよう、実施場所や内容等の検証や民間活力の活用など、効率的・効果的な事 業実施に向けて抜本的な見直しを図られたい。

改善の方向性・ スケジュール	◇令和2年度 幅広い地域からの集客につなげるため、開催場所・時期を変更して開催する。(駅周辺のオープンスペース等で開催する予定) イベントの効果検証とともに、民間活力の活用も含め、次年度以降の事業のあり方を検討する。 ◇令和3年度 令和2年度の取組を踏まえた対応を行う。

19	道路維持補修事業				都市整備部 道路建設課			
			Ę	事業の目的			根拠法令等	
	道路を常時良好な状態に保ち、一般交通に支障を及ぼさないよう、市道の路面や排水施設等の維持・補修工事を行う。							
				事業の概要	要			
事務事業の概要	た評価を行い、予算の範則制断したアスファルト舗装対応している。 【事業の実施方法】 市内を4分割し、地区ご工事を実施するが、受注は機動力を有する作業班対処するために、指示工り工種を設定し、入札を経 【事業の効果】 道路の安全確保や市民	囲内で計画画の 相が修 とに4事業で を常に出土出 がらの要望 からの要望	が大きく費用負担が大きいものは、毎年度路線を抽出し、職員による調査を踏まえ 的に実施しているが、比較的規模が小さく、安全性などの面から、緊急性があると 各面排水施設の補修、道路陥没による復旧工事などは、道路維持補修等工事で と年間を通して契約を結び補修工事を実施している。基本的には担当地区内の 緊急的な対応ができない場合は、別の業者と調整し対応している。なお、受注者 直ちに工事ができる態勢を保持するとともに、道路維持管理上突発的緊急工事に 、日曜、祝日を含むものとしている。また、過去に対応した工事内容を網羅するよ 定しており、毎年度、予算の範囲内で補修工事を発注している。 等に迅速に対応することができるだけでなく、部分的な補修を実施することにより、					
	大規模な改修までの期間 事業開始時期 合	を遅らせるう 併以前	実施形!		きる。 委託 □補助 ☑そ	の他 (単	価契約)	
	于不同的。	// ∞ nu	大师师,			`	,	
	項目		単位	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (当初予算額)	
	事業費(A)			72,115	73,692	78,710	80,000	
	内 主要な経費: 工事請負責	<u></u>		72,115	73,692	78,710	80,000	
事	*** その他: なし 国庫支出金・都支出金		】 【千円	0	0	0	0	
業費	国庫文田金・郁文田金 							
タ	一般財源			72,115	73,692	78,710	80,000	
	所要人員(B)		人	1.00	1.00	1.00	1.00	
	人件費(C)=平均給与×(B)		千円	7,458	7,662		7,906	
	総コスト(D)=(A)+(C) 単位当たりコスト		千円	79,573	81,354	86,442	87,906	
	F E E E E E E E E E	所数)	千円	812	1312	1351	_	
	指標名		単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	①補修箇所数	実績値	か所	98	62	64		
評	②未補修箇所数	実績値	か所	48	27	27		
価指	《指標とした数値変化に対			が気圧度用かり	⇒み 亜田八七八+	雑しい		
標	補修場所や補修内容、陥没の発生箇所数などが毎年度異なるため、要因分析は難しい。							
事業環境	他団体のサービス水準 (平均値との比較、本市の		□ 上 ☑ 中 □ 下	費について、当 1m当たりの金額	i市は108,825千円 預は約455円となる	度決算統計の道路は であり、道路延長23。 多摩26市と比較し 5上から10番目であ	39,169mで除した して、総額では上	
境等	代替・類似サービスの有無		□ 有 ☑ 無	_				

検証項目	判定	判定理由			
事業の必要性	高い	基礎的な市民生活を送る上で不可欠な事業である。			
実施主体の妥当性	適切	道路管理者として、市が主体となって実施する必要がある。			
事業(補助)の対象	適切	市民からの要望箇所も相当数含まれており、改善・見直しの余地がない。			
事業(補助)の内容	適切	市民からの要望箇所で順番待ちの箇所も残っているため、これ以上改善・見直しの余地がない。			
受益者負担		_			
事業コスト	普通	他自治体と比較して標準的なコストである。			
業務負担	普通	事務負担相応の実施効果である。			
一次評価		評価の判断理由及び現状の課題など			
✓継続実施□改善・見直し□抜本的見直し□廃止	公共へ	/フラである市道の維持補修事業は、道路管理者の責務であることから継続実施する。			

【二次評価】

【一次評価】					
検証項目	判定	判定理由			
事業の必要性	高い	市道の安全を確保する事業として、必要性は高い。			
実施主体の妥当性	適切	道路管理者として、市が主体となって実施する必要がある。			
事業(補助)の対象	適切	定期的な調査の他に、市民からの要望も加味されている。			
事業(補助)の内容	適切	安全性と緊急性を考慮して補修工事を行っている。			
受益者負担	_	_			
事業コスト	普通	他自治体と比較して標準的なコストである。			
業務負担	普通	事務負担相応の実施効果である。			
二次評価		評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等			
✓継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	修繕し、も 工事にもえ め、道路勢	道路管理者(市長)は、道路法第42条において、道路を常時良好な状態に保つように維持・かって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないとされており、突発的な緊急対応する必要がある。本市においては、道路整備要綱を制定し、道路の整備の基準を定整備のための調査を定期的に行っており、今後も計画的な道路整備に係る予算の執行に努に、修繕を必要とする箇所を適時把握できる仕組みづくりの検討も進めていく必要がある。			

【外部評価】

TALBALLIM T	
外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	(対象外)

【行革本部評価】

TIATINE MILITIA	
行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
✓継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	引き続き、市道の安全確保のため市民要望等に対応しつつ、計画的かつ効率的な補修工事を行うことにより、事業費の増加抑制に努められたい。

改善の方向性・ スケジュール	◇令和元年度 道路行政全般の課題の検証と今後の方向性を検討する庁内検討委員会を設置する。◇令和2年度以降 庁内検討委員会を活用し、計画的かつ効率的な道路維持補修手法の検討を行う。
-------------------	--

	8事業評価シート								
No.	事務事業名		所管部課						
20	交通安全協会補助金	都市整備部 道路管理課							
			事業の目的 根拠法令等						
	安全で快適な市民生活の	確保に資			全対策活動を行う	西東京市交通安全	□法律		
	協会に対して、その活動に	要する経費	の一部を	を補助する。			□ 条例・規則		
	(予算事業名 08.01.03.01交通安全推進事業費(交通安全協会補助金))								
	事業の概要								
事	交通安全協会は、地域住 通安全啓発活動を展開して								
務車	啓発事業や成人式や市民祭	とり等、市の	り行事の	交通誘導を行なる	っており、市では交				
事業	通安全協会に対して、その注	舌動に要す	「る経費の	の一部を補助して	いる。				
の概	■補助対象事業								
要	・交通安全対策事業及び■補助対象経費	管理運営事	事務						
	•報償費、旅費、需用費、	没務費、使	用料及で	び賃借料、備品購	入費、負担金				
	■補助金額 ・西東京市の人口に10円を	を乗じて得る	た額を補	前あ基準額とする。					
	ただし、補助対象経費の実				きは、当該実支出	額を補助基準額とす	上る。		
	■過去の見直し経過 平成29年に要綱を改定し、	補助金額	の算定権	根拠を設定すると	しもに、補助対象事	¥、補助対象経費	を明確化した。		
			1						
	事業開始時期 平成1	3年度	実施形態	<mark>態</mark> □直営 □ :	委託 ☑補助 Ⅲその	の他 ()		
	項目		単位	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (当初予算額)		
	事業費(A)			1,900	1,900	2,000	2,000		
	内 主要な経費: 補助金			1,900	1,900	2,000	2,000		
	訳 その他:なし			0	0	0	0		
事業	bi		千円	0	0	0	0		
費	源 地方債			0	0	0	0		
デー	内 その他 (訳)		0	0	0	0		
タ	一般財源			1,900	1,900		2,000		
	所要人員(B)		人	0.10	0.10	0.10	0.10		
	人件費(C)=平均給与×(B)		千円	731	766	773	791		
	総コスト(D)=(A)+(C)		千円	2,631	2,666	2,773	2,791		
	単位当たりコスト (E)=(D)/(活動日数	t)	千円	36	36	45	_		
	指標名		単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度		
	①活動日数	実績値	日	73	74	62			
評価		実績値	15 (18)						
指	《指標とした数値変化に対す 春・秋の交诵安全運動、総合	「 る要因分 今防災訓練	析など》 ₹、放置 ₹	自転車クリーンキャ	・ンペーン、市民ま	つり警備、成人式警	を備、公民館まつ		
精標 春・秋の交通安全運動、総合防災訓練、放置自転車クリーンキャンペーン、市民まつり警備、原り、交通安全講習会等幅広く活動しており、開催される行事により毎年変動する。					7 L VIII (/// C) ()	I WILL THE GARDS.			
			□上			市とほぼ同等の水			
事	他団体のサービス水準との比較 (平均値との比較、本市の順位など)		型中 補助金額については、多摩26市中、補助金総額の少ない方か目、人口一人あたりの補助金額に換算すると3番目と低い水準						
· 業			□下	一 日、八日 八のにりの補助金額に換算する23番日と低い小草にめ					
業環境				1					
等	代替・類似サービスの	有無	有		_				

夕 無

検証項目	判定	判定理由		
事業の必要性	高い	市内の交通事故を減少させ、安全で快適な生活環境をつくるため、必要な事業である。		
実施主体の妥当性	適切	交通安全運動や市の行事の交通整理をボランティアで行なう団体は交通安全協会以外ない。		
事業(補助)の対象	適切	平成29年度に補助要綱を改正し適正を図った。		
事業(補助)の内容	適切	平成29年度に補助要綱を改定し適正を図った。		
受益者負担	_	_		
事業コスト	安い	補助金総額で26市中10番目、人口一人あたりの補助金額では3番目の低さで、低コストである。		
業務負担	軽い	交通安全運動の啓発活動など現在の職員体制では対応できない業務である。		
一次評価	評価の判断理由及び現状の課題など			
✓継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	平成29年度に西東京市交通安全協会補助金交付要綱を改定し、補助金額の算定根拠を付事例を参考に新たに設定するとともに補助対象事業及び補助対象経費を明確に規定した。 補助対象経費に対して適正な事務執行に取り組むよう努めている。今後は、安定した自主財保と合わせ、協会員の高齢化が著しく、会員数の減少が進んでいるため、体制の強化や人員が課題である。			

【二次評価】

1一次时间2				
検証項目	判定	判定理由		
事業の必要性	高い	安全で快適な市民生活を確保するために必要な事業である。		
実施主体の妥当性	適切	交通安全協会は、交通安全のボランティア団体で構成されている。		
事業(補助)の対象	適切	交通安全協会は、交通安全のボランティア団体で構成されており、適切である。		
事業(補助)の内容	課題有	補助金額が人口に応じ変動するため、補助団体の活動実態と連動せず課題である。		
受益者負担	_			
事業コスト	安い	他自治体と比較すると低廉である。		
業務負担	軽い	補助金の交付に関する事務処理が中心であり、職員の業務負担は軽い。		
二次評価		評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等		
一継続実施☑ 改善・見直し□ 抜本的見直し□ 廃止	本補助金は、交通安全対策活動を行う西東京市交通安全協会に対して、その活動経費の一部補助するものであり、本市の人口数に基づき算出した補助基準額を上限とし、活動実績に応じて助金を交付している。協会員の高齢化や減少といった課題もあるため、引き続き、各種交通安全活動の推進に向けて支援を行うとともに、市補助金が効果的に活用されるよう、補助対象事業など改善・見直しを図る必要がある。			

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	補助金交付団体である西東京市交通安全協会の活動実績等を検証し、補助金の使途を精査した上で、各種交通安全対策活動の推進の支援が可能となるよう、他市の事例を参考としながら事業の改善・見直しを図られたい。

No.	事務事業名					所領	所管部課			
21	地域生涯学習事業	į				教	育部 社会教育	育課		
					事業の目的				根拠法令等	
					□政令・省令				、 □法律 □条例·規則 □政令·省令 □要綱·要領	
					事業の	概要_				
事務事業の概要	施している。平成30年 体に委託した。 ■実施概要 事業内容は、受託 地域の実情に合わ	織された 年度は、 団体が 団体、地域	18小学校 作成する事 或住民の生	開放運営協議会等の市民団体に委託し、市内小学校や公共施設等で事業を実区のうち11小学校区の学校施設開放運営協議会と1障害者支援団体の計12団 事業計画書等を元に、ヒアリング等により調整している。 E涯学習活動となる種々な事業(スポーツ教室、料理教室、ガーデニング教室、 施する。適宜、材料費や保険料などの参加者負担金を徴収している。						
	事業開始時期	平成1	5年度	実施形	態 直営	✓委託		D他 ()	
	項	目		単位	28年度 (決算額)		29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (当初予算額)	
	事業費	(A)			6,9	15	6,766	6,112	6,729	
	内 主要な経費: 委託*	料			6,8	362	6,712	6,080	6,692	
	訳 その他:消耗品					53	54	32	37	
	財 源 地方債 内 その他 (
タ	訳 一般財源				6,9	15	6,766	6,112	6,729	
	所要人員(B)			人	0	.35	0.35	0.35	0.35	
	人件費(C)=平均給与×	۲(B)		千円	2,6	310	2,682	2,706	2,767	
	総コスト(D)=(A)+(C)			千円	9,5	525	9,448	8,818	9,496	
	単位当たりコスト (E)=(D)/(①事業回数(延べ))			千円		47	49	51	_	
	指標名	名		単位	28年度		29年度	30年度	令和元年度	
	①事業回数(延べ)		実績値	回	2	204	194	174		
評価	②参加者数(延べ)	1.1-41-	実績値	人		33	11,622	10,940		
指標	《指標とした数値変化に対する要因分 3か年を通して、受託団体は12団体。 子どもを対象とした事業については、 少傾向にある。			となる。		への移	行を進めており	、事業数及び予算	額(委託料)は減	
事業瑨	他団体のサービス水準との比較 (平均値との比較、本市の順位など)			□ 上 ☑ 中 □ 下	☆ 中 治体においても類似する事業はあり、平均的な水準と考える。					
環境等	代替・類似サービスの有無			□ 有	側面がある	が、生活	涯学習の推進と	教室や公民館市民 :ともに地域活力の 体が実施している	向上に向けて、顔	

検証項目	判定	判定理由		
事業の必要性	普通	地域住民の生涯学習活動の展開促進及び地域ネットワークの形成に寄与している。		
実施主体の妥当性	適切	市民団体に委託することは妥当であるが、市民団体の負担や人材不足が課題である。		
事業(補助)の対象	課題有	担い手の人材不足等により、全ての小学校区で実施されている訳ではない。		
事業(補助)の内容	課題有	地域学校協働活動を見据え、他事業とのすり合わせ等を検討する必要がある。		
受益者負担	適切	材料費や保険料など、参加者には、必要に応じて適切な受益者負担を求めている。		
事業コスト	普通	当市独自の事業のため、他市との比較はできない。		
業務負担	普通 事務負担相応の実施効果である。			
一次評価		評価の判断理由及び現状の課題など		
一継続実施☑ 改善・見直し□ 抜本的見直し□廃止	ている。 - る。 今後、 再整理し	ま、学校を拠点とした地域ネットワークの形成や、地域住民の生涯学習の展開促進に寄与し -方で、委託先の市民団体の負担が大きいことや、担い手・人材不足が課題として挙げられ 「地域学校協働活動」の推進に向けて、様々な団体による「学校を拠点とした地域活動」を 、連携・協働していくことが求められており、この中で本事業の位置付けや担い手、障害者の の推進等について、改めて検証していく必要がある。		

【二次評価】

【一次評価】		
検証項目	判定	判定理由
事業の必要性	普通	市立小学校を拠点とした地域住民の生涯学習活動の場として実施されている。
実施主体の妥当性	適切	市民団体に委託することは妥当であるが、継続的な実施が可能となるよう検討が必要である。
事業(補助)の対象	適切	地域住民を対象に実施されており、適切である。
事業(補助)の内容	課題有	放課後子供教室など類似事業との整理を行う必要がある。
受益者負担	適切	材料費や保険料など、参加者には、必要に応じて適切な受益者負担を求めている。
事業コスト	普通	事業内容・実績に相応の事業負担である。
業務負担	普通	業務委託により、職員の負担軽減が図られている。
二次評価		評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等
一継続実施☑ 改善・見直し□ 抜本的見直し□ 廃止	事業回数は減少しているが、参加有数は傾はいどぶっていることがらも、事業目的に質する取組が1 2改善・見直し われていると考えられる。一方で、依然としてすべての小学校区での実施には至っていないことや、 1世い手である学校施設開放運営協議会等における人材確保も課題となっていることから、児童館や	

【外部評価】

TALBART IM T	
外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	(対象外)

【行革本部評価】

E I V I I PINI IPA							
行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等						
□継続実施 □ 改善・見直し □ 抜本的見直し □廃止	本事業の活動主体である市民団体の負担や担い手の人材不足といった課題が顕在化してきており、類似事業との整理・統合など、将来にわたって持続可能な事業となるよう、事業の改善・見直しを図られたい。						

改善の方向性・ スケジュール	◇令和元年度 「地域学校協働活動」の導入に向けた調査・研究を行う。◇令和2年度 「社会教育委員の会議」の提言等を踏まえ、効果的な事業実施に向けた検討を行う。◇令和3年度以降 令和2年度の取組を踏まえた対応を行う。
-------------------	--

No.	事務事業名	所管部課
22	公民館活動事業(視聴覚教育事業)	教育部 公民館

22	公民館活動事業(視聴覚教育事業)					教	教育部 公民館				
					事業の目的				根拠法令等		
	公民館は社会教育法第二十条により、地域市民向けに各種事業を行い、生活文化の振興及び社会 福祉の増進を図ることを目的とした教育機関であると位置付けられている。 また、この目的達成のために同二十二条では、定期講座や講演会の開催、レクリエーション等の集会 事業を行うこととされている。								☑法律		
		事業の概 <mark>要</mark>									
事	公民館の視聴覚また、地域性をと				と「課題学習の資	科」	の二つの要素が	ぶある。			
務事業の概	< 居場所づくり> 視聴覚設備が整備され、収容人員が最も多い柳沢公民館で、毎月定期的に実施 貧困、孤立、高齢、障がいなど様々な理由で自由に余暇活動を選択できない方に対して、毎月無料で良質な映画の 上映会を実施することで、居場所の提供をしている。実施にあたっては、勤労者向けや子ども向けなど、上映する映画 の内容によって、時期や時間帯も工夫している。										
要					設備の視聴覚機 教材として、ドキ			保谷駅前公民館で と上映している。	実施		
	谷戸公民館 …	から長期休 催事業から	、暇中に子ども向けの上映を行う。 分発足したシネマ倶楽部に委託し、上映会を年1回実施している。 予算の範囲内で学習講座の教材として映画上映を行っている。								
	事業開始時期	合併	以前	実施形	態 ✓直営 [✓ 委託	任 □補助 □その	D他 ()		
	項目			単位	28年度 (決算額)		29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (当初予算額)		
	事業	(費 (A)			1,32	22	1,174	1,271	1,322		
	内主要な経費:使用料及び賃借料				1,07	'6	978	1,021	1,068		
	訳 その他: 委託料他				24	16	196	250	254		
事業	国庫支出金·都支出金 財			千円							
費	源地方債										
	内 訳 	の他 ()									
タ	一般財源				1,32	_	1,174	1,271	1,322		
	所要人員(B)	所要人員(B)			0.1		0.11	0.11	0.11		
		人件費(C)=平均給与×(B)			89	_	843	851	870		
	総コスト(D)=(A)+((C)		千円	2,21	7	2,017	2,122	2,192		
	単位当たりコスト (E)=(D)/(実施回数)			千円	6	,	70	68			
			,				-		^ 1n = <i>t</i> r tr		
	1)実施回数	標名	実績値	単位	28年度	33	29年度 29	30年度	令和元年度		
評	<u> </u>			<u>ы</u> %		╬					
価指	②満足度	変化に対す	実績値			8	99	99			
標				灯なと が 異なるため、年度によって上映回数が変動する。 加者が事業内容に満足していると考える。							
	他団体のサービス水準との比較 (平均値との比較、本市の順位など)			✓上	公民館を設	置し	ている多摩地域	318市のほとんどで	 実施している。		
事業				□ 中 □ 下			年1回から5回だ 、1市を除き受益	ぶ最も多い。 益者負担(入場料等	がは無し。		
環境等	代替・類似サービスの有無			✓ 有 □ 無	ホールで有料	十で定	E期的に上映し	画館が無く、市民団 ている。 :事業等で上映して			

無

検証項目	判定	判定理由			
事業の必要性	普通	誰もが参加することができる事業であり、学習を深めるための学習材料としても活用されている。			
実施主体の妥当性	適切	公民館が行う事業とされているため、適切と考える。			
事業(補助)の対象	適切	子どもから高齢者まで参加できる、開催日時や内容を検討している事業である。			
事業(補助)の内容	課題有	視聴覚教育の実施館の検討が必要である。			
受益者負担	適切	受益者負担を求めていないが、事業目的や他市の状況から照らし、適切であると考える。			
事業コスト	普通	視聴覚教育の実施館の検討が必要である。			
業務負担	軽い	他の講座と比較しても、業務負担は少ない。			
一次評価		評価の判断理由及び現状の課題など			
一継続実施✓ 改善・見直し一抜本的見直し一廃止	一 万 く、五氏時によっては「然何 く 以 開 仏 仏 により、				

【二次評価】

1一久叶仙』		
検証項目	判定	判定理由
事業の必要性	普通	地域の「居場所づくり」「学習」の場として、定期的に実施されている。
実施主体の妥当性	課題有	映画を上映するのみの事業については、市が主体となる必要性は低いと考える。
事業(補助)の対象	適切	子ども向けの上映会を設けるなど、全世代を対象に実施されている。
事業(補助)の内容	課題有	視聴覚教育事業として映画の上映会に留まらない事業内容とする必要がある。
受益者負担	課題有	必要に応じて参加費を徴収するなど、受益者負担の導入について検討する必要がある。
事業コスト	高い	他自治体と比較して上映回数が多く、市の財政負担が大きい。
業務負担	軽い	業務委託により実施されているものもあり、業務負担は軽い。
二次評価		評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等
一継続実施一改善・見直し√抜本的見直し一廃止	流や課題 的や事業 性につい	は、公民館の視聴覚設備等を活用した事業である。事業への参加を機会に、地域住民の交学習への参加を促すものでもあるが、映画の視聴のみが目的となり、本来あるべき実施目効果が判然としないものもある。また、一部事業が委託により実施されているが、その必要ても改めて検証の余地がある。今後は、社会教育課の地域生涯学習事業との棲み分けを、類似事業を整理し、実施回数を見直すなど、事業の全体コストの抑制を図る必要がある。

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □技本的見直し □廃止	事業の実施目的や効果の検証を踏まえ、地域生涯学習事業との棲み分けを明確にした上で、他市の事例を参考とし、類似事業の整理や実施回数の見直しなど、事業の抜本的な見直しを図られたい。

改善の方向性・ スケジュール	◇令和元年度 類似事業等の整理を行うため調査を実施し、事業回数及び実施館等の検討を行う。 ◇令和2年度 検討結果に基づき事業経費を縮減して事業を実施する。
	◇令和2年度

事務	事務事業評価シート							
No.	事務事業名							
23	公民館活動事業(広報活動)			教育部 公民館				
	事業の目的							
	西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則及び西東京市公民館だより編集基準に基づき、公民館事業に関する広報、市内の学習情報の提供、地域課題・生活課題の提示、紙面における市民の交流を目的として、「公民館だより」を発行している。							
事	毎月1回、公民館だよりを発行し、シルバー人材センターに委託して、市内全戸に配布している。							
務事業の	 規格 タブロイド判、4ページ、単色印刷 発行頻度 毎月1回、1日発行 内容 ①公民館からのお知らせ(行政広報の役割、社会教育情報の提供) 							
概要	公民館主催事業、公民館市民企画事業、休館日のお知らせ等 ②市民参加・市民交流(社会教育情報の提供、市民交流) 市民団体の活動に関する情報、紙面での市民の交流(市民レビュー、おたのしみ川柳、まちがいさがし等) ③地域に関する情報等の提供(学習資料、地域紙) 地域課題、生活課題等に関する情報の提供、地域に関する情報の提供 (写真で見るいまむかし、わが街をもっと知りたくて、西東京なう、おやこdeさんぽ、サークル訪問等) ■編集 西東京市公民館だより編集基準に基づき、編集会議で行う。							
	事業開始時期 合併以前	f 実施₹	<mark>彡態</mark> ✓直営 ✓	委託 □補助 □そ	の他 ()		
	項目	単位	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (当初予算額)		
			9,152	8,861	9,361	9,995		
	内 主要な経費: 印刷製本費・配布	 委託料	9,080	8,812	9,319	9,925		
	訳その他:報償費他		72	49	42	70		
事	LL 国庫支出金·都支出金							
業費	財							
	内 その他 ()						
	訳 一般財源		9,152	8,861	9,361	9,995		
У.	所要人員(B)	人	0.33	0.22	0.24	0.23		
	人件費(C)=平均給与×(B)	千円	2,461	1,686	1,856	1,818		
	総コスト(D)=(A)+(C)	千円	11,613	10,547	11,217	11,813		
	単位当たりコスト							
	(E)=(D)/ (発行部数)		0.010	0.009	0.009	_		
	指標名	単位	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (当初予算額)		
	①発行部数 実	:績値 部	1,157,100	1,171,250	1,182,950			
≘π	②市民交流・地域情報等の記事の構成比 実	:績値 %	43	45	42			
評価指標	《指標とした数値変化に対する要因分析など》 ①発行部数について、『西東京市教育計画策定のためのアンケート調査報告書(平成30年3月 西東京市教育委員会発行)』では、公民館だよりを読んでいるかという問いに対し、「毎月、必ず読んでいる」が							
	20.5%、「ときどき読んでいる」が42.5%、合計で63.6%の市民が、公民館だよりを読むと回答している。 年齢別にみると、年齢が高くなるにつれ「毎月、必ず読んでいる」の割合が高くなり、70歳以上で42.6%で							
	中間別にみると、中間が高くなるにつれて毎月、必り読んでいる」の割合が高くなり、70歳以上で42.6%であった。 ②市民交流や地域情報提供等を目的とした記事が紙面の4割強となっており、行政広報とは異なる目的と役割を有していると考える。							
			- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		— 本山			
事業環境等	他団体のサービス水準とのと (平均値との比較、本市の順位		現時点で確認・全市域を対	図できた7市の状況 象6市。独立発行6		全戸配布3市。		
	代替・類似サービスの有無	₹	は、市の事務事 事業周知に加	事業の周知を主たる え、地域情報の提	広報西東京」がある。 る目的としているが、 供や紙面での市民 ることを目的としてい	公民館だよりは、 交流等を通して、		

検証項目	判定	判定理由	
事業の必要性	普通	公民館事業や市民の自主的な文化・学習活動に関する情報を公平に市民に提供できる方法である。	
実施主体の妥当性	適切	公民館の広報は、公民館の事業として位置付けられている。	
事業(補助)の対象	適切	市内全戸に配布することにより、市民に公平に社会教育情報を提供している。	
事業(補助)の内容	適切	市民参加・市民交流、地域情報提供等の記事を掲載しており、行政広報とは異なる役割を担っている。	
受益者負担	_	_	
事業コスト	高い	配布委託料が事業費の60~66%を占めている点について、検討が必要であると考える。	
業務負担	普通	アンケート結果では6割を超える市民が、毎月または時々読むと回答しており、相応の効果があるものと考える。	
一次評価	評価の判断理由及び現状の課題など		
一継続実施▽改善・見直し一抜本的見直し一廃止	全戸配布される公民館だよりは、公民館を利用する機会をすべての市民に等しく保障する役割?担っている。アンケート結果では、70歳以上では、81.4%の市民が、公民館だよりを毎月または時読むと回答しており、今後も一定期間は、紙ベースの広報誌による情報提供を必要とする世代はいと考えられる。また、公民館だよりは、紙面の4割強を地域情報提供や市民参加等の記事が占めており、行政にとは異なる性格、役割を有しており、引き続き、発行していく必要があると考える。他方、配布委託事業費の6割強を占める点について、見直しの必要があると考える。		

【二次評価】

検証項目	判定	判定理由	
事業の必要性	普通	公民館事業や市民の自主的な文化・学習活動に関する情報を発信する媒体として必要である。	
実施主体の妥当性	適切	公民館事業として、適切である。	
事業(補助)の対象	課題有	費用対効果を勘案し、全戸配布の必要性について、検討すべきである。	
事業(補助)の内容	適切	職員負担軽減の観点から、掲載量・内容について精査する必要がある。	
受益者負担	_	_	
事業コスト	高い	配付委託料が増加傾向にあり、発行頻度や配付の方法など見直す必要がある。	
業務負担	重い	紙面の編集・確認作業に多くの時間が割かれている。	
二次評価		評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等	
一継続実施□改善・見直し☑抜本的見直し□廃止	本事業は、公民館だよりの発行による広報活動事業であり、公民館事業に関する情報提供は民の自主的な文化・学習活動に関する情報を提供するものとなっている。一方で、全体経費の2を配布経費(全戸配布)が占めていることや紙面の編集・確認作業にも多くの時間が割かれたから、事業全体の費用対効果を検証する必要がある。他市の対応を参考としながら、提供すの内容に応じた発行頻度や配布方法を検証するとともに、他の広報媒体との統合や有料広告等による財源の確保など、新しい手法を検討する必要がある。		

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
□継続実施 □改善・見直し □抜本的見直し □廃止	公民館だよりの全戸配布を含む広報活動に係る経費が公民館活動事業費の約3割を占めていることから、他市事例なども参考に、発行頻度や配布方法の検証と合わせ、他の広報媒体との統合や有料広告の掲載等による発行経費の抑制など、抜本的な見直しを図られたい。

【改善の方向性・スケジュール】

◇令和元年度
公民館だより及び公民館の広報事業について、公民館だより編集室や公民館運営審議会と意見交換を行い、今後の方向性について検討を行う。
◇令和2年度
検討結果を踏まえ、見直しを実施し、事業費の抑制及び業務負担の軽減等を図る。

令和元年度(2019年度)

西東京市事務事業評価報告書

令和元年 12 月発行

編集·発行 西東京市企画部企画政策課 〒188-8666 東京都西東京市南町五丁目6番13号 電話 042-460-9800 (直通)